

参議院財政金融委員会会議録第十一号

平成二十四年七月二十六日(木曜日)
午前十時七分開会

委員の異動

六月二十日

安井美沙子君

補欠選任

大塚 耕平君

七月二十五日

古川 俊治君

補欠選任

溝手 顕正君

古川 俊治君

七月二十六日

荒木 清寛君

濱田 昌良君

溝手 顕正君

古川 俊治君

荒木 清寛君

濱田 昌良君

出席者は左のとおり。

委員長

尾立 源幸君

理事

大久保 勉君

水戸 将史君

佐藤ゆかり君

塚田 一郎君

荒木 清寛君

大塚 耕平君

金子 洋一君

川上 義博君

川崎 稔君

櫻井 充君

玉置 一弥君

藤田 幸久君

愛知 治郎君

鴻池 祥肇君

中山 恭子君

西田 昌司君

国務大臣

内閣府特命担当大臣(金融)

内閣府副大臣

財務副大臣

厚生労働副大臣

内閣府大臣政務官

農林水産大臣政務官

経済産業大臣政務官

経済産業大臣政務官

常任委員会専門員

公正取引委員会事務総局審査局長

金融庁総務企画局長

金融庁監督局長

金融庁証券取引等監視委員会事務局長

法務大臣官房審判官

藤井 基之君

古川 俊治君

若林 健太君

竹谷とし子君

浜田 昌良君

広野ただし君

中西 健治君

大門実紀史君

松下 忠洋君

中塚 一宏君

五十嵐文彦君

辻 泰弘君

大串 博志君

森本 哲生君

北神 圭朗君

中根 康浩君

大嶋 健一君

中島 秀夫君

森本 学君

細溝 清史君

岳野万里夫君

萩本 修君

参考人

株式会社東京証券取引所グループ取締役兼代表執行役社長

日本銀行総裁

日本銀行理事

厚生労働大臣官房審議官

経済産業大臣官房商務流通審議官

株式会社東京証券取引所グループ取締役兼代表執行役社長

日本銀行総裁

日本銀行理事

厚生労働大臣官房審議官

経済産業大臣官房商務流通審議官

蒲原 基道君

豊永 厚志君

齊藤 惇君

白川 方明君

門間 一夫君

齊藤 惇君

白川 方明君

門間 一夫君

齊藤 惇君

白川 方明君

門間 一夫君

齊藤 惇君

白川 方明君

門間 一夫君

齊藤 惇君

白川 方明君

門間 一夫君

齊藤 惇君

白川 方明君

門間 一夫君

齊藤 惇君

白川 方明君

門間 一夫君

齊藤 惇君

白川 方明君

門間 一夫君

齊藤 惇君

白川 方明君

門間 一夫君

齊藤 惇君

白川 方明君

門間 一夫君

齊藤 惇君

白川 方明君

門間 一夫君

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(尾立源幸君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(尾立源幸君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に参考人として株式会社東京証券取引所グループ取締役兼代表執行役社長齊藤惇君、日本銀行総裁白川方明君及び同理事門間一夫君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(尾立源幸君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(尾立源幸君) 金融商品取引法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大久保勉君 民主党の大久保勉でございます。本日、委員会の開催が遅れたことに関しまして、与党の筆頭理事としてお呼び申し上げたいと思います。

さて、本日は金融商品取引法の法案審議でございますが、昨今、増資インサイダー問題、新聞若しくは報道等で伝えられております。今回、これに当たりまして、金商法として最も重要な分野でありますので、まず冒頭に質問したいと思っております。

本日の日本経済新聞によりますと、「野村CE O辞任へ」、増資インサイダーで責任を取りたいうこととございます。突然のニュースで私もびっくりいたしました。

○委員長(尾立源幸君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として公正取引委員会事務総局審査局長中島秀夫君外六名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

○委員長(尾立源幸君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として公正取引委員会事務総局審査局長中島秀夫君外六名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

○委員長(尾立源幸君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として公正取引委員会事務総局審査局長中島秀夫君外六名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

○委員長(尾立源幸君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として公正取引委員会事務総局審査局長中島秀夫君外六名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

○委員長(尾立源幸君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として公正取引委員会事務総局審査局長中島秀夫君外六名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

○委員長(尾立源幸君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として公正取引委員会事務総局審査局長中島秀夫君外六名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

○委員長(尾立源幸君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として公正取引委員会事務総局審査局長中島秀夫君外六名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

○委員長(尾立源幸君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として公正取引委員会事務総局審査局長中島秀夫君外六名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

○委員長(尾立源幸君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として公正取引委員会事務総局審査局長中島秀夫君外六名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

○委員長(尾立源幸君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として公正取引委員会事務総局審査局長中島秀夫君外六名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

○委員長(尾立源幸君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

このことに関して、松下金融大臣、御感想がございましたら、お聞きしたいと思います。

○国務大臣(松下忠洋君) まず、金融担当大臣として、委員会を開催していただき金商法等の御審議に入っていただけるということで、委員長を始め委員の皆様方に心から厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

ただいまのお尋ねのことでございますけれども、報道については、今朝、私も見て承知いたしました。野村ホールディングスがそのような人事を発表したということは全く承知しております。

金融庁としては、個別証券会社グループの人事につきましては従来からコメントを差し控えてまいりましたし、今回もコメントを差し控えていただきたいと思います、そう考えています。

○大久保勉君 個別の事例だったから結構でございますが、業界のリーダーである、さらにはこれまでに金融庁もこの関連に関して幾つか処分をしておりまして、もう少しはつきりとしたメッセージを出すべきじゃないかと私は考えます。

例えば、今回の問題に関して、業界のリーダーたる野村証券がしっかりとけじめを付けたと、このことは業界として非常にすばらしいことだと思いますし、そういったコメントをいただけるのかなと思いましたが、非常に残念でございます。

今日は、東京証券取引所の斉藤社長もお見えであります。斉藤社長は、もうこの業界では極めて実績を上げて見識もございまして、是非、斉藤社長の御見解をいただきたいと思っております。

○参考人(斉藤博君) 一時、野村証券に在籍した者といまして、先輩があいいう不始末を繰り返したという点に対して、大変、先生方にもおわび申し上げたいと思っておりますし、市場を我々も今一生懸命、先生方とともに、世界、特にアジアのモデルになるような市場をつくらうということ、それしか競争力の源泉はないと思っております。その努力をさせていただいていまして、内側からこ

ういうスキヤングリステイックな事件が起きたという点で大変残念に思っております。

やはり、とるべき処置を自らしっかりとって、責任をあらわにしてクリーンにしてもらいたい、そのように思っております。

○大久保勉君 続きまして、最近、金融審議会では、独立社外取締役の設置を強制しないということとを結論付けました。しかし、補足説明では、東京証券取引所の上場規則に委ねるということを書いておられます。

この理解でよろしいか、法務省参考人に質問したいと思います。

○政府参考人(萩本修君) 法制審議会会社法制部会における会社法の見直しのための審議はまだ続いておられます。最終的な取りまとめには至っておりませんが、社外取締役の選任を義務付けるかどうかにつきましては、会社法制部会において議論されているテーマの中でも当初から意見が大きく対立していた論点の一つでございます。

多様な意見がある中で、現在取りまとめの案として議論されている内容を御紹介いたしますと、社外取締役がない株式会社について、その理由に関する情報の開示を充実させる、また、金融商品取引所の規則において、上場会社は、取締役である独立役員を一人以上確保するよう努める旨の規律を設けるといっております。

○大久保勉君 これに關しまして、要するに、東京証券取引所がどうするかということでありまして、今日、東京証券取引所の斉藤社長もお見えでございますから、是非この問題に関して御意見を聞きたいと思っております。

この問題といえますのは、昨年はオリンピック問題がございました。ここで企業のガバナンスの在り方、大いに議論がございました。民主党の提言、そして自民党さんの提言、同じような方向でございます。社外取締役に關しましては強制する、若しくは強制に向けて動く、もちろん法律で難しい場合にはしっかりと上場規則でうたうべき

であると、こういった方針を出しております。

今回の金商法におきましては、総合取引所ということで東京証券取引所がアジアの雄としてしっかりとメッセージを発信する、こういったことが必要です。そのためには、東証に上場している企業におきましては世界的にガバナンスが信頼される、こういったことが必要であります。このことに関して、斉藤社長の御自覚、若しくは今後の方向性に関して質問したいと思います。

○参考人(斉藤博君) 先生御指摘のとおり、独立性を有する取締役に於ては経営者をモニタリングすると。これは何も今新しいことではありません。もう先進的な資本主義国家においては上場会社が備えるべきスタンダードであるということ、これ、実は、御存じのとおり、二〇〇四年OECDのコーポレートガバナンス原則にその趣旨がうたわれていることであります。当然、OECD加盟国の中でこれをはつきりしていないのは日本だけでありまして、それ以外にも、非加盟国、例えば中国あるいは台湾、そういうところではつきりした態度を明確にしております。

我々としては、日本の上場会社が、こういう世界のルールといえますが、そういうものに目を背けていつまでもいるということは問題だということに思っているわけでありまして。

そういう意味で、今回、法制審議会でもし結論が、これは八月一日にお話が出るというのであれば、我々すけれども、義務付けをすることであれば、我々は速やかに義務付けをする動きになりますし、もしそれがそういう結論でなかった場合も、今までもそうでしたけれども、粘り強く何らかの運動を先生方とともに展開させていただきたいと思っております。

御参考までに諸外国の状況は実際どうかということでありまして、例えばアメリカ、アメリカはかなりユニークでありまして、SECの強い指導や連邦法による間接的な強制の下で取引所の上場規則、これニューヨーク証券取引所によるしゅうございますか。済みません。

○大久保勉君 もうその辺りは分かっておりますし、もう実際に東証及び法務省とこれは何度も何度も議論しております。

ですから、斉藤社長がここに来て申し上げてもらいたかったのは、リーダーとして、いつ独立取締役に東証として最低一名にするかと。つまり、今の言葉というのは、法制審が決めたら自分たちも決める、これでいいのかがということ。つまり、独立取締役というものは東証自身の問題じゃないかということ。ですから、あなたがいつから始めるかと、このことを聞きたいんです。

○参考人(斉藤博君) 先生の御指摘は分かりませんが、けれども、今、話をしていた途中でありますが、是非しっかりと参考にしていただきたいと思います。

アメリカは、連邦法というものによつては、会社法がありませんので、ステート法しかありませんので、取引所というものを使って義務化しているというかなり例外的なケースであります。先ほど言いますように、ほかの、韓国ですとか中国辺りは法律にしております。

イギリス、これはヨーロッパ全体の一つのモデルですので、イギリスがよく参考にされますけれども、イギリスにおいては社外取締役の選任が義務付けられてはおりません。その代わり、FRSという、これは取引所とは全く異なります、独立した公的機関が定めるガバナンスコードが社外取締役の選任について、上場会社が尊重すべき最良の行動規範の一つとして挙げておられるということがあります。

それに加えて、御案内のように、FSA、金融庁のようなところですが、これは役所です、これ取引所とは異なる公的機関が定める開示規制、この組合せによってできておられますので、世界でロンドン・ストック・エクスチェンジ等々、ストック・エクスチェンジが上場ルールで義務化しているというのは、アメリカの例外を除いて、かなり少ないということがまず事実であります。

したがいますして……

○大久保勉君 端的にお願いします。

○参考人(斉藤博君) 私どもとしては、先生の質問に対しては、やはり義務化というものが審議会に決まらなかった場合は、それを民間機関である、民間の業者である取引所が独断で強行するということがなかなか難しい。それは、上場会社も我々にとっては大変なお客さんでありますし、投資家も両方ともお客さんであります。御両者の了解、理解が必要でありますので、しつこく我々はそこを求めていきたいと。

○委員長(尾立源幸君) 御発言をおまとめください。

○参考人(斉藤博君) もう独立取締役が入っているということをお伝えしたいと思います。

○大久保勉君 時間が制約されておりますから、端的にお願いします。言いたいことは分かりますが、あなたの発言は世界中が見ております。

東証の上場企業のPBR、現在は〇・八です。つまり、一以下というのは清算価値以下ということです。いかに日本企業が信頼されていないか。それは、オリンパス問題で粉飾決算がありました。ガバナンスの欠陥、そして増資インサイダー、こういった問題です。つまり、あなたの市場が批判されているんです。その当事者意識を是非持つてほしいと思うんです。もう残念ですが、当事者意識がないと私は思います。

そこで、松下金融大臣、大臣の御所見を聞きたいと思えます。この問題に関して、金融庁としてどう考えているのか。特に、東京証券取引所に対して、どうあるべきだと考えているのか。金商法の中で議論すべきテーマです。

○国務大臣(松下忠洋君) 申すまでもありませんが、経営に対する監督機能、これが十分に確保されているということ、これは良質な経営を確保する上で極めて重要だと考えています。また、我が

国取引所の国際金融センターとしてのプレゼンスを向上させる観点からも、取引所に上場する企業の経営監督機能が確保されていることが重要だと、そのように考えています。

いずれにしましても、こうした趣旨を踏まえて、取引所においては適切な取引所規則等の整備に向けた努力が行われていくものというふうに考えております。

以上でございます。

○大久保勉君 松下大臣のお言葉が正しいとしましたら、私は非常に立派なお言葉だと思っております。でしたら、東証が大阪証券取引所と合併しております。日本で事実上唯一の証券取引所が、その社長さんが先ほどの答弁でしたら、本当に大丈夫かと、日本の証券市場は大丈夫かと思わざるを得ません。非常に残念であります。

続きまして、証券等監視委員会の事務局長に質問したいと思えますが、二〇一〇年十月に英国ファイナンシャル・タイムズ紙は、海外、さらにはIFR、こういったメディアで日本の増資インサイダーの可能性に関して報道しておりました。その報道を受けて、この一年半、証券等監視委員会はどのような組織変更をしたのか、若しくはどのようなことをしたのか、話せる範囲で説明をお願いします。

○政府参考人(岳野万里夫君) リーマン・ショック後の大型公募増資ラッシュ時に問題が認められましたことから、私どもといたしましても、増資インサイダーの問題には当時から関心を持って市場監視の対象としてまいりました。

その際、多数の銘柄にわたって膨大な取引を解析していく必要がございましたので、まず、本日にここに御出席いただいている東証の斉藤社長以下の御協力をいただきまして、基礎的なデータの解析から入っていったわけでございます。

ただ、今回の調査対象は内外のプロ投資家によるクロスボーダー取引を利用いたしました非常に困難な事案でございます。そういったことを受けてまして、私どもといたしましては、昨年の八月

に、監視委員会事務局の取引調査課の中にこのようなクロスボーダー取引等を利用いたしましたプロ投資家による不正取引の実態解明を専門に担当するプロジェクトチームを立ち上げ、国際取引等調査室と称しております。そういった取組を行って、職員を集中して取り組んでまいりました結果、この春から課徴金勧告を何件かさせていただいたことになってございます。

今後とも、私どもといたしましては、こういった内外のプロ投資家によるクロスボーダー取引の監視に当たりましては、証券取引所あるいは海外の証券規制当局とも連携しながら、私どもの体制整備も進めつつしっかりとした対応をしていきたいと考えているところでございます。

○大久保勉君 ありがとうございます。是非、しっかりとやってもらいたいと思えます。

続きまして、資料を配付しております。資料の一、こちらは東証の方からいただきました資料です。どういう資料かといいますと、いわゆるインサイダー取引の可能性があるリストだと私は思っておりますが、例えば一番の全日空にしまして、ページ、二ページを御覧ください。

こちらは、二〇〇九年七月一日の十五時四十五分に増資をするという公表がなされています。通常、証券取引所は十五時に終了しますから、その後には情報が公開されております。

次のページの棒グラフにしましては、取引の商いが公表前に急激に伸びたということがあります。確率的に言いましたら、下の正規分布の表であります。百万分の一・五ということですから事実上あり得ない、どこからか情報が漏れたと、こういったリストであります。これは前一月の商いに対して約九・六五倍になっております。こういったことがあり得たということですね。

同じように、平成二十一年一月一日からこういった銘柄をランキングをいたしましたところ、二十銘柄作ってまいりました。どうして公表前に取引が、量が増えるのか、これが日本市場の構造的な

問題ではないかと思っております。

例えば、ページ、五ページを御覧ください。

日医工というところでありまして、こちらに関して、同様のことでございます。こちらは、二〇一一年一月二十八日十六時に公表されたはずなんです。こちらが公表前に大きく売買幅が増えております。

こちら、全日空のケースに関して、どうもある新聞社が前日若しくは当日の朝に新聞等で報道したということになってございまして、いわゆる発行体の方がその事実は違うという報道をしております。本来でしたら、そういった報道のときに売買を停止すべきなんです。実際、売買は停止されずに売買高が増えているという状況です。日医工に関してはそういったいわゆる情報漏れはないはずなんです。取引が非常に大きいということであり

ます。

こちらに関して、ページ、七ページ、じゃ、これは公表データなんです。どの投資家が売りポジションを多く持っていたのかと。〇・二五%以上に関して、東証のルールとしてしっかりと公表するようになっております。こちら、投資家の名前前は申し上げませんが、例えばAマネジメントというのが全体の一月二十五日に〇・三七%、十二万三千株を売っていたと。何かおかしいんじゃないのというようなことが分かります。

さらには、ページ、八ページ、日本板硝子、こちらはインサイダー取引として認定されておりますが、同様に、二〇一〇年八月二十四日十六時に公表されたはずなんです。公表直前に大きく売られていくというところ。ページ、九ページを御覧ください。

さらに、ページ、十ページ、十一ページ、どの投資家が売っていたかということでございまして。その中で一つ名前を出せましては、エージアン・マネジメント、こちらはいわゆるジャパン・アドバイザリーでございます。それ以外にも多くのヘッジファンドが売却していること。

こういった状況に関して、是非ここで議論した

いと思います。つまり、本来でしたら確率的にあり得ないのに恒常的に情報漏れがあり、公表データでしっかりと公表されていると。

こういったデータに関して、実は私の方で東証の方に、こういうフォーマットで作ってくださいと、こういう公表をしてくださいという形で初めて出てきました。本来でありましたら、これは東証自らが自分のために、つまり、東京証券取引所の機能を高めるためにやるべきなんです、なかなか自らやっていなかったという状況です。

このことに関して、東証の斉藤社長、御見識、若しくはどういふことをこれからやっていくか、質問したいと思います。できましたら、手短にお願います。

○参考人(斉藤博君) お答えいたします。

この空売りのデータ、これは十ページ等々にありますが、これは公開されているものであります。ホームページに公開されている、我々のところに、先生御指摘のとおり、これはリーマン・ショックが起きたときにイギリスのシステムを日本へ持ち込んで急遽つくったやり方が今のままあるというのであります。今後、これをもう少し見やすいように改善するということはやっていかなければいけないかと思っております。

このデータは、既にもう情報会社辺りが自分なりに修正して有料で売り出したりしております。市場に普及しているデータではありませんが、我々としてはもう少し見やすいようにしたいということが一つです。

それから、先生の御指摘の、これは問題があるんじゃないかと、これは東証で分らないのかというところがあったんではないかと思っております。確かにこういう数字はあるんですが、私どもとしてはあくまでも自主規制法人、これは監視委員会等々に自主規制法人がこういうデータをお渡ししているいろいろな問題を提起するという仕事ぐらいいであります。我々自身が行政官でもありませんし、そこは十分監視委員会と連絡を合せているということだけ報告したいと思っております。

○大久保勉君 斉藤社長のコメントに対して一つだけ申し上げたいのは、実際、私も東証のホームページをクリックしました。PDFファイルがありますが、いかにも見づらいです。いかにも公表してありますという事実だけを載せているんですが、相当時間を掛けないと出てこないということですね。実際に、この二十銘柄に関して一か月誰が売っていたかということ東証の職員にお願いしました。そうしたら、一週間近く掛かりました。どうして早くできないの、いや、一つ一つ調べないといけない。いわゆるプロである東証の職員でも時間が掛かるのに、どうして一般の人が分かれますか。やはり、普通でしたら、例えばエクセルシートにするとかデータベースにして一覧性、何をしているか分ると、こういったことが本来自主規制機関としてあるべき姿だと思っております。

ですから、東証は誰を向いているかということなんです。つまり、東証の株主が証券会社であったり、若しくは大きな投資家含むヘッジファンドしか見ていないとしましたら、いわゆる中小の投資家であったり海外の真面目な年金基金は東証の上場企業の株というのは信頼できないというふうになるんじゃないですか。そのことがPBRが一割つてきているということ。是非自ら自覚してほしいんです。

今回は、金商法として最大のテーマといえます。東証をいかにアジア若しくは世界で、中心である証券取引所にするか、こういった問題であります。それから、自らが変わらないといけないと思っております。つまり、東証は、よく言われますが、役所よりも役人的であると、こういう状況ですから、是非民間からいらっしゃった斉藤社長には私は相当期待しているんです。今日の答弁は余り評価できません。

もう一度、斉藤社長、今後の方向性に関して是非リーダーシップを発揮してと思っております。答弁をお願いします。

○参考人(斉藤博君) 御指摘の点については十分考慮して対応していかなければならないということとは自覚しております。先ほど申しましたように、この情報データ等々については、役所とも話しながら、もう少し見やすいような分かりやすいものに変えていこうということはやらせていただきたいと思っております。それから、今の御質問が最初のことに絡むことであれば、先ほど申しましたように、我々は、上場ルールに關しましてやはり独立した取締役を入れるべく努力するということは、これははっきりとお約束できる。つまり、入らなければその理由を厳しく求めるというような形とか、そういう形でまずスタートさせていただきたい、こういうことでございます。

○大久保勉君 独立取締役に関しては今度の会社法改正と全く同じですから、全く意味ないですよ。つまり、独立取締役を設けなかったら説明する、同じことと言っているわけですから、本来でしたら東証はもっと一歩進まないといけないんです。もう少し努力をしてください。

続きまして、松下金融大臣に質問しますが、今回の資料の一のリストを御覧ください。その中で、二十社中いわゆるインサイダーが認定されており、二十社中いわゆるインサイダーが認定されておられます。東京電力、国際石油開発帝石、日本板硝子、そして、みずほファイナンシャルグループです。残り十六に関しては認定されておりません。このことに関して、松下金融大臣の御見解をたじたいと思っております。

○國務大臣(松下忠洋君) 資料を提示していただいております。証券取引等の監視委員会におきましては、リーマン・ショック後の大型公募増資ラッシュ時の公募増資案件について、これを精力的に調査してまいりました。その結果、本年三月以降には、御指摘のように五件のインサイダー取引にかかわる課徴金勧告を行ったものというふうに承知しております。また、お尋ねの、これ以上ないのかどうかという御質問につきましては、これはお答えは差し控えていただきたいと思います。これはお答えは差し控えていただきます。仮に法令違反が認められれば、これは証券取引等監視委員会において厳正に、厳正に対処されるものというふうに承知しております。

担当大臣として申し上げます。一般論ですけれども、証券取引等監視委員会が公募増資に關連したインサイダー取引といった我が国市場の信頼を損なう問題に対して、取引所や海外当局とも連携しながら実効性の高い市場監視を行うことが、我が国市場の透明性の向上に資するものだというふうに強く考えています。

○大久保勉君 そろそろ時間ですので最後の質問にしたいと思います。厚生労働省の参考人に質問したいと思います。

インサイダーの事例がございまして。今回の問題に関して、ある信託銀行がインサイダー取引をしましたが、その罰金は五万円とか七万円でありました。こういった状況に対して何らかの手当てが必要だと思っております。その場合に、一つの方法としては、公的年金あるいは公的資金に關しまして、インサイダー取引、もちろん、必ずしも一回ではなくて数度にわたるインサイダー取引をしたとか重度な問題がある、こういった信託あるいは投資顧問業者に対して資金を預けない、特に新規資金を預けない、こういったことを私ども民主党の方では提言を取りまとめました。このことに関して、厚生労働省の参考人、御意見を聞きたいと思っております。

○政府参考人(蒲原基道君) お答え申し上げます。まず、公的年金の積立金の運用を行いますGPIFについて申し上げますと、積立金の管理運用につきまして具体的な方針として管理運用方針といたして定めておるところでございます。この中で、過去三年以内に資金運用業務に關しまして著しく不適切な行為があった場合ににつきましては、

当該ファンドは選定しないというふうにルールを決めてございます。

御指摘のようなインサイダー取引等の事案があった場合は、この管理運用方針に基づきまして、具体的内容を踏まえ、専門家から成ります運用委員会の意見も聞きながら適切に対応していくということに思っています。

あわせて、一方、厚生年金基金の方でございまして。こちらにつきましては、委員御承知のとおり、運用につきましてガイドラインというものを厚生労働省の方で定めてございます。現行の中でも、その中で、運用受託機関の選定に当たりましては、当該機関の運用体制等についてきちっと考慮して行うといったことをきちっと定めておるところでございます。

実は、さらに、近々このガイドラインを改正しようというところで今パブリックコメントをしているところでございますけれども、その中で、オルタナティブ投資等を行うような運用受託機関の選定に当たりましては、法令あるいはこうしたガイドラインの遵守状況等、内部統制体制についてもきちっとチェックしていくこと、こういうことをやっていくということに考えています。

いずれにしても、こうした取組を通じて、各基金におきまして適切に運用受託機関の選定を行っていきたいというふうに考えてございます。

○大久保勉君 時間が参りましたので、これで終了したいと思います。

○愛知治郎君 自民党の愛知治郎でございます。冒頭でありますけれども、先ほど松下大臣からこのような発言がありました。本日の委員会、開催をしていただきまして、また法案審議をしていただくことに感謝ということで御発言がありましたけれども、本日の委員会は、あろうことか与党側の委員の皆さんの出席が足りずに刻々に開催できなかつた、このことに対していろんな意味を含めて松下大臣の発言があったと思うんですけれども、はつきりと申し上げますが、現在の政権においては、政府・与党が一体となるべきところ、政

府の対応と与党の対応がばらばらではないかと、政権の体を成していないのではないかと、これを我々としても申し上げざるを得ないかと、今にはこの点について強く自覚を促すとともに、今後しっかりとした政府・与党一体とした対応をしていただきたいということを申し上げたいと思っております。

いずれにせよ、今日ちょっといろいろ質問したかったことがありましたので、白川総裁にお越しをいただきました。まずは、時間が限られているということなので、総裁に質問をさせていただきます。

先ほどは民主党の大久保委員から、これは東証の問題ですね、公募増資に関するインサイダーの問題が取り上げられましたけれども、これは海外でもいろんな問題が起きております。今日は、ロンドンの銀行間取引金利、いわゆるLIBORについてお伺いをしたいと思ひまして白川総裁にお越しいただきまして。

まず、このLIBORの問題について、基本的な総裁の認識を伺いたいと思ひます。

○参考人(白川方明君) お答えいたします。LIBORは、金融市場におきます重要な金利の指標でございます。今回指摘されています不正操作は金融市場の公正性に対する信頼を損ない、市場メカニズムの健全な発揮を阻害しかねない重大な問題だということに思っています。

金融機関においてこうした不正操作を防止できるような体制を確保することともに、金利指標の作成にかかわる諸機関が指標の信頼性を担保できる枠組みを整えることが金融市場への信頼を確保する上で重要であるというふうに思っております。

○愛知治郎君 信用問題ということでお話しいただきました。認識としては正しいと思ひますが、これは、日本また世界各国、全てでありますけれども、リーマン・ショックも含めて、金融の信用性が失われているおかげで大変な問題が連鎖的に起こっていると、徹底的にこれはもう対岸の火事

ということではなくて、自分のこととしてしっかりと見ていかなくちゃいけないと思ひます。

ちなみに、LIBORのそのシステムそのものについて、不正があつてはいけないということだったんですけれども、このシステムも、FRBのバーナンキ議長や英国の中央銀行総裁であるキング総裁等も言っておりますが、まず、バーナンキはLIBORには構造的な欠陥があると。キング総裁においても、LIBORシステムの抜本的な改革が必要であることは明白だというふうに発言をされております。

このシステムそのものに対する、現在、白川総裁の立場で結構ですけれども、LIBORシステムそのものに対する見方とはどのような見方をされておられるのでしょうか。

○参考人(白川方明君) お答えいたします。バーナンキ議長の発言については、私も発言録を読みましたが、バーナンキ議長の発言も踏まえながら、私を感じていることで申し上げます。一つは、LIBORという金利を報告するときに、各銀行の中で実際のトレーダーと、それからレート報告するセクシオン……(発言する者あり)セクシオンの関係、この面で不正操作が起きないような体制をしっかりとつくっていくということが一つのポイントであります。

それからもう一つは、これはやや概念的な問題になつてまいりますが、金融市場において金利の実勢をどうやって把握するのかということ、これ自体が実は大きな問題、大きな論点を含んでおります。

と申しますのは、例えばリーマン・ショックの後を考えてみますと、金融市場で大変なストレスが高まつて取引が成立をしないという状況でございます。しかし、そういう状況の下でも市場の参加者にとつて金利指標が必要であるということ、そういう状況の中でどうやってその実勢というものをそもそも見付け出していくのかという作業がございまして、これは不正ということとはまた別の問題として、そもそも哲学的な問題としてどう

やって実勢を把握するのか、実勢を定義するのかという問題でございます。そういう意味でなかなか難しい点がございますけれども、しかし、こうした点について知恵を出して、どうすれば改善が図れるのかということをしつかり考えていく必要があるというふうに思っております。

○愛知治郎君 ちょっと今聞かえなかつた部分がありましたので確認をしたかったんですけれども、LIBORシステムそのものに何か問題があるとは思っていないということなんですか。

○参考人(白川方明君) LIBORシステムという言葉でどの範囲を指すかということでございますけれども、二つ申し上げました。

一つは、個々の報告、銀行の中での体制の問題でございます。個々の銀行の中では、市場に接するトレーダーと、それから今度は実際に英国銀行協会に報告するその部署と両方ございましてけれども、その市場のトレーダーの部署から報告の部署に対する働きかけが行われるということはこれはあつてはならないわけですから、そういうことをどうやって防いでいくのかというのが一つの問題でございます。これもLIBORシステムといえればLIBORシステムでございますけれども、これはすぐれてその個々の金融機関の中での体制の問題でございます。

それから二つ目の問題は、金融市場において取引が成立をしていないというときに、そもそもどういうレートを実勢として認識するのかという問題でございます。バーナンキ議長が議会で証言している場合の構造的な欠陥があるというの、その前後の文脈から判断しますと、危機において取引が成立しない、そういう中で各金融機関が申告に基づいて市場実勢を報告するというところに無理があるのではないかという趣旨の発言だということに理解しました。

それをもし問題であるというふうに考えた場合には、これは対案としては、実際の取引データに基づいて報告をするということになつてまいりまして。しかし、この場合には取引があるということ

が前提でございまして、もし取引がなければ今度は報告するデータもなくなってくるということになってまいりますから、そういう意味でなかなか難しい問題をはらんでいるというふうに思います。そういう意味で、正確にそのバーナキ議長がどういう意味で構造的な欠陥があるのかと言ったか正確には分かりませんが、その辺の難しさを議長は証言で言っていたというふうに思います。

○愛知治郎君 私は専門家ではないので、ちょっと詳しくは本当に深くは分らないですけれども、例えば欧州委員会が、これは二十五日だと思わんですけれども、LIBORの不正操作を違法とする法案をまとめて公表しているということなんですけれども、元々チェックシステムも含めて、この金利の操作自体が違法となっていないか、たわけです、今まで。それに対して法的枠組みで規制を掛けていくという動きになっていると思うんですが、まだまだ自主的な取組だけということなので、しっかりとした制度整備もできていないんじゃないかというのが問題意識なんですけれども、いかがでしょうか。

○参考人(白川方明君) 日本銀行自身は規制当局ではございませんので、その規制の細部にわたって状況を承知しているわけではございませんけれども、今の欧州の動きはともかくとしまして、この問題について一般的に考えた場合には、個々の金融機関の中で不正な動きかけ、この不正な動きかけが行われないような体制をしっかりと組み入れていくということが大事だと思えます、仮にそうした不正な取組がなされた場合には、それはしっかりとそれに対してチェックを掛けていくということが必要になってくるというふうに思います。

○愛知治郎君 この点については後でまた金融庁としっかりといろいろな話を議論をしたいというふうに思います。

の点について、これまた時間が限られていますので、出られる前に白川総裁に伺いたいと思えますが、同様な問題意識を持ってこのLIBORを見るときに、白川総裁、何か問題があるかないか、LIBORとの違いも含めて見解を伺いたいと思えます。

○参考人(白川方明君) ユーロ円LIBORとそれから円LIBORでございすけれども、共に円資金の銀行間取引におけるいわゆるターム物、期間のあるものの市場金利でございす。LIBORを提示する金融機関、いわゆるレファレンスバンクの顔ぶれや、あるいはレートの算出方法が異なっております。

少し具体的に申し上げますと、LIBORについては、レファレンスバンクが全銀協の指定する方法に従って、プライムバンク、主要銀行間の取引を想定した場合の市場実勢とみなしたレートを提示するというふうに理解しております。一方、LIBORにつきましては、これはレファレンスバンク自身がロンドンのインスターバンク市場において相応の規模で調達可能なレートを提示することだというふうに理解しております。

このように、円のLIBORとそれからLIBORではレートの作り方が違っておりますけれども、しかし、金融市場における重要な金利指標としての役割を担っております。その意味で、両方とも市場としての信頼性が確保することが、これは極めて重要であります。

現在、LIBORにつきましては、全銀協におきまして、全銀協LIBOR公表要領に記載されている各プロセスについて関係者に対する点検を実施しているという旨が公表されております。私、日本銀行としては、中央銀行の立場からそうした点検の状況をしっかり見守っていききたいというふうに思っております。

○愛知治郎君 ちなみに、金融庁に伺いたいと思わんです、昨年、幾つかの金融機関を処分していると思わんですけれども、このLIBORの問題で、シテイグループ証券であるとかUBS証券

ですか、一部業務の一時停止命令ということで、これらの金融機関が金利の変更を銀行に対して働きかけをしていたという動きに対する処分だということに聞いています。その点について、ちょっと詳細を伺いたいと思えます。

○政府参考人(細溝清史君) 昨年の十二月に、シテイバンク銀行、シテイグループ証券、それからUBSの銀行と証券につきまして処分をしております。その概要を申し上げますと、まず、証券会社の方、これは共通しております、LIBORとLIBORについて、自分のグループ銀行のレートを提示者に対して働きかけを行ったということで、そういったことが法令に違反があったということで処分をしております。

銀行の方は、働きかけを受けた提示者は、それを、そうした働きかけを受けながら上位者に報告しては、現在、イギリスでバークレイズバンクが出たものは二つの事柄がございました。一つは、証券取引をやっているトレーダーが自分に有利になるように関連した職員に対してレートの提示の働きかけを行ったということ、もう一つは、銀行の上級管理者が、自行の信用力といいますが、それに疑いを持たれないように低いレートを提示するようにレートの関係者に働きかけたということでございます。実は後者の方は先ほど日銀総裁から御説明があったように、LIBORにつきま

しては、その提示行自身が調達し得るであろう金利を報告することになっておりますが、LIBORはその提示行ではなくて、プライム・バンク同士で想定し得る金利をやっておりますので、その後者の銀行の、何といいますが信用力に悪い影響

があるといった意味での事件はLIBORでは起こらないことになっております。したがって、起こりましたのは同じようございまして、デリバティブ取引について自分に有利になるような働きかけをやっていたというのはLIBORもLIBORも共通しております。

○愛知治郎君 結果として、私の認識なんですけれども、不正な金利の操作が行われなかった、LIBORにおいてですね、という結果は、まあ金融機関としても、たまたま欧州とは特に違って資金調達ができない状況にはなかつた。まあそれだけ日本の金融機関の方が健全だったということだと思わんですけれども、今の状況、この構造というか、このシステムのままで、先ほど働きかけがあったということではありますけれども、LIBORと同じような問題が発生しかねないと思わんです。こういった問題も、しっかりとこれからシステム全般を見直すなどのことを含めて対応していかなくちゃいけないと思わんです、白川総裁の認識を伺いたいと思えます。

○参考人(白川方明君) これはLIBORもそうですしLIBORもそうですけれども、これは金利の指標として大変重要な役割を担っております。

金融の基礎は、これは信頼でございます。金利指標において不正な行為が行われたということは、これは信頼をやっぱり損なうということでございます。そういう意味で、多少抽象的、一般的な答えになりますけれども、そうした不信の念を持って見られることのないように、しっかりと対応していくことがこれは大事だということに思っております。これはあくまでも一般論でございます。

個々の事案につきましては、私も必ずしもその詳細を承知しているわけではございません。一般論としては、そういう構えでこの問題を見ております。

○愛知治郎君 ありがとうございます。白川総裁、時間がなくなりましたので、最後に

一問だけ伺いたいと思います。

このLIBORの問題が日本へ与える影響はまだまだ根が深いと思うんですけれども、これからいろんな問題出てくると思います、刑事訴追の問題もありますけれども、これらの問題が日本にどう影響を及ぼすか、総裁の見解を伺いたいと思います。

○参考人(白川方明君) LIBORの件につきましては、現在まだこれは捜査、英米の当局あるいは欧州もそうでございますけど、いろんな今、調査が行われている段階でございます。したがって、今全貌がつかめているわけではございませんので、あくまでも一般的な答えということになってまいりますけれども、金融に対する信頼が低下をしていくということは、これは個々の取引ということは別にしましても、全体として経済に対してこれは決して望ましいことではございません。

それから、金融システムとの関係でございます。今、このLIBORの件それ自体というよりか、今、欧州の債務問題、これがより大きな問題として今展開しておりますので、実際の金融市場への影響ということが、これがどれということではございません。ただ、私としましては、この欧州の債務問題によって金融市場が非常に神経質な合いを続けている中で、このLIBORの件というのは、これは金融に対する信頼を損ないかねないという意味で、これは注意をして見ていく必要があるというふうに思っております。

○愛知治郎君 ありがとうございます。是非、注視をしていただきたいと思います。

私自身、自戒の念を込めて、今までの記憶をたどって思い出しているんですけども、サブプライムローンの問題、この委員会でもさんさん取り上げられていたんですが、当時の大臣、与謝野大臣ですか、この問題は蜂の刺し程度のものであるという発言もしていましたが、実際に直接的な影響というのは確かに少なかったかもしれないんですけれども、あれに端を発する大きな金融危機が起きてしまった。それが日本に大ダメージ

を与えてしまったということもあります。

LIBORはLIBORの問題で、LIBORとはちよつと区別しなくちゃいけないというふうには思うんですが、この問題一つが引き金となってもっと大きな問題が引き起こされる可能性もあります。是非、市場をしっかりと注視をして、適切な対処をしていただきたいと思います。

時間がありますので、白川総裁には退席されて結構でございます。

○委員長(尾立源幸君) それでは、白川総裁、御退席していただいて結構でございます。

○愛知治郎君 改めて、今の問題、引き続き金融庁に伺いたいと思います。改めてですけれども、LIBORのこの構造的な問題、システム、制度を見直して、何らかの改革、改善をする必要があるのではないかと私は思うんですけれども、金融庁の見解を伺いたいと思います。

○政府参考人(細溝清史君) LIBORにつきましては、全国銀行協会が集計し、設定しているものでございます。

この問題は二つあると思います。そういうLIBORの運用の問題と、それから、それに対して報告をする提示行の内部管理体制の問題、この二つに分けて考えられるのではないかと思っております。

LIBORの見直し、LIBORにつきまして、現在、全銀協におきまして全提示行について一斉点検を行った上で、必要があれば見直しを検討することと承知しております。まさに、全銀協が自らの責任においてLIBORの公平性、透明性をより一層高める観点から自主点検を開始したものと認識しております。

なお、そのLIBORの運営は、一義的には取りまとめである全銀協において対応すべき問題でございますが、それに対して報告する提示行の方につきましては、個別の金融機関の内部管理体制に関しまして、金融庁といたしましては、検査監督を通じて、仮に問題が認められた場合には必要に応じて適切に対応してまいりたいというふう

に思っております。

○愛知治郎君 この点はしっかりと監視をしていただいで、自主的取組が基本ではありますけれども、先ほどのように自主的取組に任せているだけではこういう問題必ず起こりますので、徹底的に調査をしてシステムそのものの改善も検討していただきたいと思います。先ほどの増資のインサイダーの問題もそうなんですけれども、やはり自主的な取組だけではこれは限界があるというふう

に思いますので、是非よろしくお願いします。

では、本題のこの法案についてお伺いをしたいと思うんですが、以前、当委員会においてだと思っておりますけれども、東証に視察に行きまして、そちらで関係者の意見を伺ったということがありました。そのときに、関係者の方々のお話によると、総合的な取引所、また経営統合、そういったことをしていく必要性は理解をした上ではあるけれども、法律等で強制してそれをやらせるのではなくて、取引所に、まさにこれは自主的な判断に任せてほしいという声を聞きました。

今まで、結果として、今、東証、大証、統合するという流れになっておりますけれども、これまで

の経緯について改めて伺いたいと思います。

○国務大臣(松下忠洋君) 現在、金融大臣でございますけれども、二年半、経済産業副大臣として

この問題にも取り組んできておりまして、内閣府、金融庁そして農林水産省とも一緒になって取り組んでまいりました。いろんな議論がございましたけれども、やはりアジアの中の中心的な役割を果たしていくべき取引所、この狭い日本の中で幾つかに分かれていることとやっぱり利便性、使う側として、あるいは、一歩高みに乗せて、上に乗って、アジアの中で中心的な役割を果たしたいということについては、かなり問題があるんじゃないかという意識の下に、みんなで集まっている議論を始めたのがきっかけでございます。しかし、委員がおっしゃったように、これは、法律で決めてこうしろあしろと言って、枠をはめてやるものではないんだということは、私たちが

の議論の中でも出ておりました。そういう人たちが、アジアの、あるいは世界に向かって大きな働く場、あるいは利便性を考えた取引の場をしっかりとつくりたいことができるような環境とか、我々が手伝えるいろいろなシステムの問題とかというところをしっかりと統一させることによって、より効率的なより良い商品ができて、そしてアジアの中で力を付けていくことができるんじゃないかということを議論をしてみました。

難しい問題もございました。金融の問題だけじゃなくて、金の問題もありますし、お米の問題もありましたし、ですから、そういうものを含めて議論した結果、私たちは、この総合取引所は金融庁の下に一元化して、その中で自由な、目標に達するような取組をしていこうじゃないかと。経済産業省や農林省も共管で一緒にという話もございましたが、これは金融庁にお任せして、しかし、商品を扱っている分野が経産省にも農林省にもございましたので、そこはしっかりと連携できる協議会等をつくってやっていくという仕組みにしたわけでございます。そういうことを二年半やっていく間にドイツとアメリカとの話が動き出して、また、やはりいろんな事情があつてやめになる。しかし、日本はやはりそういうことに負けないで、より目標に向かってやっていくこと、

ことで、大証と東証が自主的に我々が議論している間にやろうとおっしゃったことは非常に良かったと、そう思っています。しっかりと応援したいと、こういう気持ちでございます。

○愛知治郎君 ありがとうございます。

金融庁であるとか経産省であるとか所管の問題は別として、基本的にはその経営判断ということ、民間の方の判断に任せてそれを支援していくという形だということではよろしいでしょうか。

○政府参考人(森本学君) お答えいたします。

今回の法案は、総合取引所の実現を制度的に可能にするための施策を盛り込んだものでございます。総合取引所の実現そのものは、民間企業でこ

ございます各取引所の経営判断に最終的に委ねられているということでございます。

その上で、金融庁といたしましては、この法案が成立いたしますれば、総合取引所、総合的な取引所が早期に実現いたしますように、関係省庁と連携しながら取引所、取引業者など関係者に協力の要請をしまいたいというふうに考えておるところでございます。

○愛知治郎君 分かりました。
では、この法改正によって取引参加者などのような具体的なメリットがあるのか、その点についても伺いたいと思います。

○国務大臣(松下忠洋君) 諸外国において、取引所間の統合、再編をめぐり動きが進展しております。取引所はその世界的に激しい競争にさらされているというふうに認識しています。

こうした中で、この成長著しいアジアの中にあつて我が国市場がアジアのメインマーケットを目指すためには、やはり証券、金融、商品の垣根を取り払う、これらを横断的に一括して取り扱うことのできる総合的な取引所というものの実現がどうしても重要だというふうに考えております。こうした観点から、今般の法案には総合的な取引所を実現するための施策を盛り込んでおるところでございます。

今般の改正案によりまして、投資家と利用者、これは取引参加者ですけれども、にとつては、一つの取引所、総合的な取引所で株式や社債、株債の先物や為替先物といった金融商品のみならず、金の先物といった商品デリバティブについても取引が可能となるということで、取引の利便性がはるかに向上していくことを私は期待しております。それによって利便性も上がり、人も集まってくるというふうに考えているんです。努力したいと思っております。

○愛知治郎君 ありがとうございます。
メリットについては大きなメリットがあるということでありましたけれども、ただ、今回の法改正が実現しても、今触れられましたデリバティブ

取引についても口座の一元化の問題とかあととは税制の一元化など残された課題もあると思うんですが、これらの課題については金融庁としてどのように取り組んでいくのか、見解を伺いたいと思っております。

○副大臣(中塚一宏君) 大変に重要な御指摘をいただいたと、そういうふうに思っております。

やはり、口座とか税制を一元化して初めて投資家や利用者の利便が向上をしていくわけでありまして、そのことによって初めて総合的な取引所が実現できると、そういうふうにも言ってもいいと、そう思います。株とか金融商品とかで、配当やら譲渡やらで税制、税率がばらばらであつたりとか、あるいは損益通算等ができるようになればそれはますます望ましい、麗しいことでもありますので、また年末税制改正もございまして、これからも御指摘を踏まえて取り組んでいきたい、そういうふうに思っております。

○愛知治郎君 まだまだ課題が山積しているということと、しっかりとそれは継続的に取り組んでいってほしいというふうに思います。

ちなみに、この総合的な取引所という考え方は、我々の自民党政権以来、長期にわたつて議論されてきたことでありますし、継続的にやらなくちゃいけない政策課題ではあつたんですが、今回の法改正をこのタイミングで今実現しなくてはならない理由は何か、その点について、なぜ今なのかということをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(松下忠洋君) 御指摘のとおりです。総合的な取引所は、自民党政権時代から長期にわたつて議論されてまいりました重要な政策課題でございます。

昨年の十一月二十二日の東証と大証の経営統合合意の発表など、近時、取引所をめぐる情勢は大きく変化してきておりまして、総合的な取引所実現に向けた制度整備は、我が国金融資本市場が国際的な市場に伍していくための喫緊の課題というふうに認識した次第でございます。今般の制度整備が遅れる場合には我が国金融資本市場は国際的

な競争から取り残されかねず、一刻も早いその成立に向けて最大限努力してまいりたいと考えております。

議論の過程でも我々が国の中では省庁のいろんな縦割りの議論が起りましたけれども、持ち上げてはちよつとあれですけど、私が決めまがあるだろうけれども、金融庁にひとつしつかりまとめた上で、そしてそこでやつていくと。ただし、いろんな従来扱ってきた商品とか、それから穀物等もございまして、そういうものについては、これは実務者レベルでの協議会をつくりながらしつかりとサポートしてやつていくということでも、やろうじゃないかということで、今回の法案の提出ということにもなりました。

長年努力いただきました先輩の方たちにも厚く御礼申し上げます。

○愛知治郎君 今大臣のおっしゃられるとおりで、なぜ今なのか。東証、大証の統合のタイミングというのがありますし、国際競争、今重要な時期に差しかかっているということと、一日でも早くこの法案を通してしつかりとした法制度を含めた整備をしなくちゃいけない、問題認識は共有をされているつもりであります。

ただ、だからこそ、今日、委員会の審議、残念だったんですけども、与党側の問題で開催が危ぶまれたような状況になりました。ただ、これはもう、理事の判断もありますけれども、我々の判断としては、やはり国益を考えた上で今この法案をしつかりと審議をして通さなくてはいけないという、そういう問題意識がありましたので協力にはこういう点についてしつかりとした対応を求めたいと思っております。

ちなみに、次、違う話をちよつとしたかったんですけども、この金商法の改正の目的として、先ほど言いましたように国際競争力の強化、利用者の利便の向上等が掲げられておりますけれども、これらの問題、我が国のパブル崩壊以降、

ずっと掲げられてきた政策課題であります。様々な政策を今まで打ってきたと思うんですけども、一方で、なかなか、我が国の株式市場の動向を見てみると、やはり、成長著しいアジアのマーケットとは対照的に停滞を続けているというのは事実であります。ちなみに、こういった中で、この法改正がどのように効果を発揮していくのか、先ほどちよつと重なるところもありますけれども、改めて大臣の見解を伺いたいと思っております。

○国務大臣(松下忠洋君) 御指摘のとおりです。最近の株式市場の上場時価総額を見ましますと、アジアを始め世界の主要な株式市場では上場時価総額が大きく増加しているのに対して、我が国株式市場の時価総額はおおむね横ばいに止まっています。また、工業品や農産品などの商品市場においては、世界の市場規模がこの六年で四倍に増加しています、四倍です。一方、我が国の方は逆に四分の一に縮小しているということなんです。

これは厳しい状況でありますけれども、こういう状況を長く放置していた責任というのも私たちが関係者は感じなきゃいかぬと思っております。この二年半、集中的にこの議論をしまりました。

こうした状況を打破するためには、我が国市場そのものが国内外の投資家、利用者から見て高い魅力のある市場になっているのか、そしてまた使いやすくなっているのか、利便性はどうかということもしつかりとレベルアップしないとイケないということを感じました。

こうした中で、やっぱり今般の改正は、ささやかではありますけれども、株式や社債、それから株債先物や為替先物といった金融商品、それのみならず、金の先物といった商品デリバティブについても横断的に一括して取り扱う総合的な取引所とその実現をどうしても図っていききたいということで、一歩踏み出したものというところでございまして、こうした総合的な取引所が実現しましたら、投

資家と利用者にとつては、一つの取引所で多様な商品の取引が可能となります。これによつて、我が国市場が使い勝手の良いものになれば、レベルアップして、システムを同じに合わせる、そうすれば国内外からの資金を更に呼び込むことも可能になるといふふうに強く期待しています。

このように、今回の法改正は、我が国市場の国際競争力の強化につながるもの、そして成長戦略、あるいは我が国の再起動そのものに大きな力も出してもらえるものといふふうに期待しているわけでございます。

○愛知治郎君 全くおっしゃるとおりだと思います。しつかりと早く取り組んでいかなくてはいいけないと思いますが、十分な手を打つてこなかったという自戒の念という反省を述べられておりましたけれども、改めてこれは検証したいと思ふんですけれども、今までの取組はしてきて、我が政権のときにもいろんな取組はしてきて、今までの取組、主なものとして結構です。どういったもの、どういったことをやってきたのか、またそれに対する効果についてもどのようにとらえているのか、大臣の見解を伺いたいと思ふます。

○国務大臣(松下忠洋君) 証券市場の改革のための主な取組、これはずっとやってきた歴史がございます。

二〇〇四年には金融改革プログラムを作り、そして二〇〇六年の金商法制定による包括的、横断的な利用者保護法制の整備をいたしました。二〇〇七年には、市場強化プラン、これは金融・資本市場競争力強化プランでございますけれども、これを作った。そして二〇一〇年には、金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプランを作っております。これらの取組が利用者利用の向上、利便の向上、そして全体のレベルアップにつながって個人株主数や海外の投資家の我が国株式市場への参入の着実な増加にも寄与してきたのではないかと考えています。

ところでございます。

我が国株式市場の成長率がアジアなどの他国の市場に比べて見劣りするとしても、それはむしろ株式市場の成長性が実体経済の動向と密接に関連している面があるといふふうに考えております。ここも私たちが努力していかなくちゃいかぬところだといふふうに思っています。

○愛知治郎君 というと、今までの取組は十分な効果を発揮していたという自信を持ってもらえるのか、改めて伺いたいと思ふます。今の言い方だと、十分な効果があったといふふうに聞こえるんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(松下忠洋君) 十分な成果があったかと言われると、やはり経済のその後のいろんな動きもございましたから、思うとおりにはいかなかったと思つています。しかし、一定の我々の努力をしてきた成果が今回の改正にもつながつてきているんだといふふうに思つていますし、つながつてきてつと動いてきているものといふふうに考えています。

○愛知治郎君 一方で今の利便性についてプラスの効果はあったと思ふんですけれども、一番重要な課題の一つであります先ほどの信用問題ですね、しつかりと、パブルがはじけたときもそうですし、今、イギリスの問題でもそうですけれども、この信用が失われることがやはり一番ダメージが大きいと私は考えています。

この点について、改めて、今回、これからまたこの当委員会でもしつかりと追及していくことになると思ふんですけれども、増資インサイダーの問題についてどのようなこれから取組をなされていくか、覚悟のほどを伺いたいと思ふます。

○副大臣(中塚一宏君) 今般の一連の事案ですが、誠に残念で遺憾である、そういうふうにして思つております。我が国金融市場が公正、透明であるといふことが活力につながると、こう私も信念を持って今般の事案に取り組んでいくところでありませう。

松下大臣から、七月の四日であったと思ふますが、金融審議会の方にインサイダー規制の見直しについて諮問をいたしまして、この答申を待ち、法改正も含めてあらゆる選択肢を排除することなく取り組んでいきたい、そういうふうにして思つておりますし、また、今、十二の主要幹事会社を義務めた証券会社に対しまして、国内が五社、外資が七社であります。報告徴求命令を発しておるところであります。八月三日に回答をいただくようにいたしておりますが、その報告についてはちゃんと公表もしてくれということを重ねて命令をしております。

第一義的には法人関係の内部管理体制のチェックでありますけれども、やはり高い公共性を担う金融機関の役員職員の職業倫理といふんですか、モラルの問題や、それとあと、商慣行、今までやってきたやり方が果たして本当に適当かどうかといったようなことも含めて、まずは自ら点検をしていただくわけでありませうけれども、そういう報告を得た上で、私どもとしてもいろいろな情報を勘案をし、適時適切にも何か問題があった場合には厳正に対処をしまいたい、そう考えております。

○愛知治郎君 今、副大臣からしつかりとした個別具体的な取組について御答弁をいただきました。しつかり取り組んでいただきたいと思ふます。

最後になりますけれども、大臣、今の問題について、覚悟として、個別具体的な政策は結構です。基本的な覚悟を改めてお伺いしたいと思ふます。

○国務大臣(松下忠洋君) 日本の閉塞状態を打ち破っていく、経済をしつかりと力強いものにしていくといふことを含めて、金融、これはやっぱり経済の血液です。これはやっぱり力強く、酸素をいっぱい積んで走っていくというような形のものにしていかなくちゃいかぬ。そういう意味で、アジアの中で、今経済全体が少し落ち込んでいますけれども、日本が牽引力を持って再起動し

ていくという、その一番大事な基本の起爆剤にしたいといふふうに思っております。

省庁の垣根を超えて、国を挙げてやっていかなくちゃいかぬと、そう思つて努力してまいります。ありがとうございます。

○愛知治郎君 是非頑張つていただきたいと思ふます。

加えて、最後に重ねてでありますけれども、しつかりと与党の側とも政策等のすり合わせをした上で連携をして、責任持つてこれからの政権運営も政策の実現もしてほしいと思ふます。そのことを申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○委員長(尾立源幸君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、溝手顕正君が委員を辞任され、その補欠として古川俊治君が選任されました。

○古川俊治君 続きまして、自由民主党、古川俊治の方から質問させていただきます。

先ほど大臣もおっしゃつておりました日本の商品デリバティブの取引でありますけれども、二〇〇三年をピークに、現在では五分の一に落ち込んでおります。また一方で、世界の商品、コモディティ市場というのは、二〇〇三年同期間に比べますと、当時から約五倍に伸びているといふことでございます。大変な日本の今の凋落の傾向といふのは非常に危機的であるという認識。先ほど大臣もそのことはおっしゃいました。

現在、日本では、やはり石油ですとかあるいは天然ガス、アルミニウム、大豆、小麦、トウモロコシといった、本主に主要な商品のコモディティの輸入国なんですね。ですから、当然その価格のリスクヘッジをするために、この商品デリバティブについては大きなニーズがあると思ふられるんです。しかしながら、この凋落ぶりというものは、やはり制度の問題がどこにあるかというふうに考えざるを得ないといふことでもあります。

今日、総合取引所の実現というお話でございます。ちょっと資料、私の方で用意しましたその一というやつを見ていただきたいんですが、これはシンガポールの例でございます。これはゴムでございます。二〇一一年五月に商品取引所を証券取引所に統合したところ、あつという間に取引量が非常に増えたという事例がございます。いまして、やはり総合取引所の実現ということが大変政策的に有効であるという一例だと思っております。

また右側の例なんですけれども、これは、取引が増える利用者にとって非常に利便があるという実例を示したものでございまして、左の例、これは流動性がまだ東工取であった時点の金の取引でございますけれども、例えば六百とオーダーした場合には、これは一発で一歩安いで買えるわけです。ところが、流動性が失われた右側の時点になりますと、数がそんなに取引されませんから、結局一番安いところでは買えなくなってしまうと。どんだん購入の負担が増えていくと、こういうことございまして、やはり取引量を増やして流動性を高めていくということが今後の展開に非常に必要であるということだと思っております。

総合取引所の実現ということは、先ほど大臣もおっしゃっていただきましたけれども、我々は二〇〇七年の安倍政権下の骨太でもう示していることございまして、その後の党の政策部会でも、繰り返しこの実現をうたってまいりました。御党も、政府、現政府でございまして、二〇一〇年の新成長戦略ですか、これにおきまして、国家戦略プロジェクト、これは金融分野においてはこれ一つだけなんです。総合取引所の実現というところが書かれておりまして、これは与野党を超えた本場に国としての重要な政策であるというふうに認識しているところでございます。

二〇一〇年の十二月二十二日、金融庁、経産省、そして農水省、この三省の中間整理というところでも、二〇一三年の総合的な取引所の実現を

目指して速やかに制度施策を実施するというふうなされているんですね。来年にこの総合取引所を実現させるということでございます。この二〇一三年という、この総合取引所の実現というスケジュールは、その後、昨年の七月二十九日の衆議院の財務金融委員会での東副大臣の答弁でも確認されているところでございます。

今じゃなければどうしていけないのか。先ほど愛知先生からの御質問に対して大臣は、今、国際競争が非常に厳しい中、今ここで総合取引所を実現しなければ、本当に日本の今後の将来が危ぶまれるという御理解でいらした、私も大変心を強くしたんですね、今やらなければならぬ。

実質的に日本におけるこの総合取引所の実現というのは、東証、大証、これが日本証券所グループをつくるわけですけれども、ここに商品デリバティブの九割の取引高を持っている東工取が一緒に入っていくと、こういうスタイル、これが具体的に日本の総合取引所なわけですけれども、この東証、そして大証、東工取の合併、統合というのは二〇一三年中に行うていただければ、これは、大臣の御決意を伺いたいと思っております。

○国務大臣(松下忠洋君) 実現したいと強く考えています。そのために長年課題を整理してこまめに参りましたので、今日、参っている各省庁の垣根を越えて、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

○古川俊治君 ここでもう一度確認でございますけれども、この二〇一〇年十二月二十二日の中間整理における二〇一三年の総合的な取引所の実現、このスケジュールを速やかに制度施策するというところを、このスケジュールを速やかに制度施策を実施すること、これに変わりはございません。このスケジュールの問題についてお答えください。

○国務大臣(松下忠洋君) 変わりございません。金融庁や農林水産省、そして経済産業省の三省庁の政務が、これは緊密に連携取りながら、取引所、それから取引業者などの関係者に対しても協

力を強く要請してまいりたいというふうなことを考えておりますし、トップの東証、大証の人たちともしっかりと話し合いをして進めていきたいと思っております。

○古川俊治君 東証、大証、そして東工取はいかがですか。

○国務大臣(松下忠洋君) 関係者は全ての人たちと緊密に連絡を取りながらまとめていきたいというふうな考えています。

○古川俊治君 二〇一三年中の実現でよろしいですね。もう一度スケジュールについて。

○国務大臣(松下忠洋君) 実現に努力します。私が大変気になってるのは、ちよつと二枚目、資料のその二というのを見ていただきました。二十五年度の総合的な取引所の実現を目指すというふうな書いてあります。この下段でございまして、これは実は今年の六月十八日の産業構造審議会、経済産業省の産業構造審議会の分科会において提出された資料の中にある資料でございますが、ここにおいて、左下の図を見てくださいますか、二〇一三年から二〇一五年後ということ

は、二〇一四年から二〇一五年ということですよ。そこにおいて、東京商品取引所というのが上場しているんですね、ここです。これ統合されていないんですね、この姿が分かります。大臣、御覧いただけると分かると思うんですけども、一つの取引所になっていないんですよ。こういう図がかいてあるんですね。

この東京商品取引所というのは一体何なんです。これは経済産業省の方からお答えいただきたいと思っております。じゃ政務官、お願いします。

○大臣政務官(北神圭朗君) 委員の御指摘のこの資料は、おっしゃるとおり産業構造審議会の参考資料でございます。ちよつと事務方から聞いたところ、これは東京商品取引所というのは、東京工業品取引所が今年の五月三十日の取締役会で、

来年二月に東京商品取引所に名称変更することを決定して、これは公表されております。これはあくまで、将来の各取引所がどのような動向になっていくのかということを分かりやすく説明する、あくまで参考資料でございますけれども、その中で一つの典型的な名前として東京商品取引所というふうな書いてあるというふうな何ってあります。

○古川俊治君 要するに、これは東工取がこれになるということですね。名前が変わったという理解でよろしいでしょうか。お願いします。

○大臣政務官(北神圭朗君) そうですね。あくまでこれは模式的な名称になっているんですが、基本的にいわゆる東京工業品取引所が取締役会という名前になるということになっていきますので、そういうふうになると思っております。

○古川俊治君 そうすると、これ、東工取が統合されていないじゃないですか。これ、三省の申合せと全然違っています。だって、二〇一三年中に総合的な取引所を実現するわけですよ。これ、総合的な取引所になっていませんよ。これはどういう説明をするんですか。

○大臣政務官(北神圭朗君) 委員のおっしゃっているのはあれですか、東京商品取引所と日本取引所ですね、大証、東証、これが合体した形になっていないという御指摘だと思いますが、これは一応矢印が付いていて、この東京商品取引所と大証、東証の間に、これ当然、総合取引所の可能性を示している、こういう理解だということに思っています。

○古川俊治君 今回の法改正でできたのは、金融商品取引所において商品関連のデリバティブを扱えるようになったんです。ですから、金融商品の取引所であれば取引できないんです。これは、東京商品取引所というのは外にあるわけなんです。統合になっていませんよ。

○政府参考人(豊永厚志君) 補足させていただきます。

北神政務官が説明いたしましたとおり、この絵はある意味では物すごく簡素にしておりますので、誤解を呼びやすいところはございますけれども、その資料を見ていただきますと、二〇一三年の一月に日本取引所グループが構成されると、こういうスケジュールを書いた上で、今、この五月以降進んでおります東京穀物取引所が穀物を関西取引所と東京工業品取引所に来年の二月までに移管するということを並べて、本当は一月月ぐらいのずれがあるわけでありまして、ある意味で似た時期であるということと並列させていただいております。

それから、矢印から先のことでございますけれども、これもまた不正確な点はおわびを申し上げますといたしまして、日本取引所がその後速やかに四つの会社、この中には二つしか書いてございませぬけれども、新しいデリバティブ専門の大証、新大証、それから現物を中心とする新東証、それからもう二つですが、そういうリショップルをなさるといことが公表されております。

その発表された当時、新聞記事その他では、二年後と書いてあったので、この中にはそう書いてございませぬけれども、この会の中で使いましたときにも、金融庁もずっと御参加されていて、正確な、御相談していませんけれども、そういう形で使わせていただいております。その……

○古川俊治君 答弁、何を言っているか分かりませぬよ。

二〇一三年中にやるというのは、三省の申合せ、さつき大臣、これおっしゃいましたよね。いろんな抵抗があるけどやるんだと、私が決めましたとおっしゃいましたよね。これ、実現しますね。

○国務大臣(松下忠洋君) その予定で進めて、この法案を出しております。

○古川俊治君 北神政務官、これ、今年の三月の衆議院財務委員会、これは今回の法改正で外枠ができる、総合取引所ですね。しかしながら、器だけでも中身がないんじゃない意味がない

ですと明確におっしゃっているんですよ。ですから、しっかりとした創設をしていくと。要するに、東工取はこの日本取引所グループに統合されるんだということですよ、これは。それはもう誓っていらっしゃるんですよ、答弁でですね。いかがですか。

○大臣政務官(北神圭朗君) 委員、この資料というのはいくつかも参考でありまして、矢印で連携、統合というものをちゃんと示しているというふうに思っております。

それで、金融担当大臣がおっしゃったように、私は心を一にしてこの総合取引所の実現に全力で取り組んでいきたいというふうに思っております。

○古川俊治君 大臣、ちゃんと分かるようにこの図を説明してくださいよ。統合されていないじゃないですか。上場しているでしよう、これ勝手に。これじゃ総合的取引所になっていませんよ。

○大臣政務官(北神圭朗君) 上場については、これは実際に東京工業品取引所が本年三月に中期経営計画において二〇一四年度以降の株式公開に向けた準備というものを掲げています。したがって、それを正確に我々としては上場の可能性があるとということの上場というものを示しているだけでありまして、この矢印で、将来、日本取引所との統合というものを示している。なぜ一緒になつていないかということ、これは、先ほど豊永審議官から話がありましたように、この東証、大証の統合自体がまだスケジュールが不透明であります。

これはいろんな再編をしないといけないし、これはもう委員御案内のとおり、ですから、ここでも完全にいくるわけにいかないと。こういう、あくまで参考資料でありますので御理解賜りたいと思っております。

○古川俊治君 参考資料であっても、もう二〇一三年中に実現するとスケジュールにのっているんですよ。先ほど確認したとおりですよ、私が金融庁に。そうでしょう。そうしたら、これは当然、その参考資料を作るのでも、総合取引所グループでも何でもいいですよ、そこにぶら下がっていない

きやいけない、せめて。実質的にはこれデリバティブを扱っている大証と東工取をこれ合併するしかないんですよ、実質的な方法としては。これは完全に総合取引所から、これ九割扱っているでしょう、東工取が、これがここに入つてこなかったら意味がないじゃないですか。国策としてずっとみんなでやろうと頑張ってきていること。これ何でこういう図になるんですか。しっかりと指導してくださいよ、北神政務官。

○大臣政務官(北神圭朗君) いや、だから、委員のおっしゃっていること、私全く異論はございません。これは金融担当大臣がおっしゃったように、我々は二〇一三年を努力目標として全力でこの総合取引所の実現に頑張っていくというふうに思っています。その整備をいろいろやっていると、こういう状況です。

○古川俊治君 じゃ、この二〇一三年から一年から二年後というのは間違いだということですね。だって二〇一三年中に総合取引所ができるんだから。だから間違いですよ。

○大臣政務官(北神圭朗君) 間違いだいうか、先生御案内のとおり、この法案の施行期間も一年間半あります。そして、これは全部政府が、すぐ統合しなさい、右へ行きなさい、左へ行きなさいというわけにはいきません。大証、東証の間でもいろんな協議が行われております。そういうこと踏まえながら、我々としては政治の方から全力的に、まあ皆さんの御協力もいただいで進めていかないといけないというふうに思っています。

○古川俊治君 ですから、我々の方針として、政府の方針として、これはもう政務で決めていったわけでしょう、一三年につくると。それを省庁において違うスケジュールのものをもつ用意しているというのをおかしいですよ。これは当然そののせて話をしなさいじゃないですか。どうなんですか。勝手に省庁が判断ですよ、それやると、二〇一三年中にですね。違うじゃないですか、明らかに。それを勝手につくらせている

それでいいんですか。

○大臣政務官(北神圭朗君) いや、勝手につくっているというか、これはあくまでこの産業構造審議会の中で議論をするための一つの材料として出しているものでありまして、それで、二〇一三年から一、二年後ですから、当然二〇一三年そのものも入っているわけでありまして、その中で我々としては総合取引所というものを実現したいと、こういうことでございます。

○古川俊治君 確認しておきますが、二〇一三年中に、経済産業省としても、この総合取引所の実現、すなわち商品デリバティブの九割のシェアを持つている東工取が総合取引所に加わるということとよろしいですか。

○大臣政務官(北神圭朗君) 私も野党時代からこれに取り組んできましたし、先ほど松下大臣がおっしゃったような、そういう心を一にして二〇一三年に向けて私は全力で頑張っていくと思っています。

○古川俊治君 今日、だから政務官をお呼びしたんですけれど、御指名させていただいたんですけれども、もうお分かりになっていると思っております、非常に危機的な状況なんです。我々が頑張らなかつたら本当にこれ骨抜きにされちゃうんですよ。そこをしっかりとグリップして頑張ってくださいと、こういうふうにも思っていますよ。

大体、これ、今上場している姿を勝手に勝手にいっているわけですね。彼らも、だから東工取も上場準備に向かって今いろいろ準備進めているんですよ。つも言っていますよ。

この東京工業品の取引所、この営業成績を見ますと、二〇〇八年から二十二億九千二百二十五万円、十一億二千三百三十一万円、三年目が七億五千四百五十万円、それからその次が二億八千七百五十六万円、四年連続で物すごい赤字を出しているんですよ。これは、ただかだか年間の営業収益で、この会社三十億ぐらいなんです。ところが、何十億、二十億とか十億とかそういう赤字

を毎年出しているんですよ。

これが何で上場できるんですか、この会社が。説明してください。

○大臣政務官(北神圭朗君) 上場についてはさつき話しましたように、これは東京工業品取引所自体が中期経営計画で二〇一四年度以降の株式公開に向けた準備というものを掲げております。そういったことで上場というふうに書いてたわけでございます。

ただ、本質的にお答えしますと、おっしゃるとおり、今商品先物市場というものは縮小しております。ですから、よほど経営を合理化し商品市場を活性化しない限りはなかなか上場というのには厳しいものだというふうに思っています。

もう一点だけちよつと申し上げますと、この上場というのは必ずしも統合を否定するものではなくて、むしろ上場した方が株式価値額というものはつきりして、例えば統合するときの交換比率とかそういうものを明確化する利点もあります。ですから、必ずしも上場だからといって統合を否定しているとかそういうニュアンスではないということも御理解いただきたいと思えます。

○古川俊治君 第一点として、今の商品デリバティブのこの危機的な状況を考えて、これは好転しなきゃ上場するようにならないですね、だって、ずっと赤字続きのままなんだから。今後厳しいのに、だから総合的な取引所に参加しなかったらもう駄目なんですよ、この会社は。なのに、それは単独の上場なんてあり得ないですね。

それから、二〇一三年に向けて準備しているのに、その後株価が計算できたら統合しやすくなりますとおっしゃったって、二〇一三年中にやると先ほどおっしゃったでしょうが、一体どういう今お答えなんですか、それは。

○大臣政務官(北神圭朗君) 決して矛盾しているつもりではなくて、これ、二〇一三年に、我々はさつき申し上げているようにしっかりと頑張りたいというふうに思っています。

上場につきましては、これはある意味で、役人

というのは正確を期するためにいろいろこういう正確なことを書いていただけでありまして、他意があるとかそういうことではないということをお御理解いただきたいと思えます。

○古川俊治君 何が正確なんですか。だって、正確というのは、大臣答えているんですよ、二〇一三年にやるんだって。先ほど北神政務官もおっしゃったでしょう。それ以上正確なことがあるんですか。

○大臣政務官(北神圭朗君) いや、正確というのは、この資料を見ていただければ総合的な取引所の実現に向けてということでございます。ここにはあくまで可能性についてこう書いてあるわけであって、その中で東京商品取引所というのが株式上場というものを掲げているわけですよ、中期計画に。そういう意味で、上場というふうに書いてあるだけの話であって、これで取引所をサボタージュするとかそういうことはちよつと私は深読みだということに思っています。

○古川俊治君 こちらの資料のその三というのを見ていただきたいと思えます。

これは朝日新聞の今年の三月七日の朝刊でございますが、これは東工取がアメリカのシカゴ商業取引所に資本業務提携の打診をする方針を述べたと書いてあるんですよ。これをよく見ますと、二〇%のシェアを向こうに出させて、それに引換えみたいな形で向こうのシステムを取り入れるというふう書いてあるんですね。

この場合、ちよつと伺いたいたんですが、もしこのCME、このシカゴの商品取引所をCMEと略して呼びますが、このCMEのシステムをこれから東工取に導入する場合には、この切替え費用というのはいくら掛かりますか、一取引参加者当たりでお答えいただきたいと思えます。

○政府参考人(豊永厚志君) お答えいたします。システムの費用というのは結構難しゅうございまして、どこまでカスタマイズするかとか、維持管理をどういう形で、すなわち外部に委託するか内製化するかといったことで相当幅があるように

聞いてございます。

今おっしゃいましたようなCMEと連携するとかのケースについては、実はこの新聞報道の直後に東工取からこういったことは事実無根でありましてという発表がなされておりますけれども、そういった状態の下で具体的な折衝がなされているとは承知しておりません。したがって、現段階でシステム費用が幾ら掛かるかという御質問でございますけれども、答えを持ち合わせていないというのが今の立場でございます。

ちなみに、東京工業品取引所からは当分の間、現行のシステムを継続するというところで、東証、大証の統合の推移を見守るということでございます。繰り返しになりますが、新たなシステムの導入その他についての作業をしているところではございません。

○古川俊治君 そうすると、今のお答えで、これはやらないということよろしいですか。

○政府参考人(豊永厚志君) 現時点で新しいシステムについての検討をしていないということであって、今後について、どういうシステムを採用するかについて予断されているものではないと思えます。

○古川俊治君 ある、私、民間の業者の方に伺ったところ、このCMEのシステムをもし取り入れるとなると、一取引参加者当たり大体五千万円から一億ぐらいの費用が掛かるだろうと言われております、切替えのですね。

多分計算してないかと思えますけれども、これ例えば大証と東工取が我々が目指しているこの合併をした場合、システムの切替え費用は幾らになりますか。これも通告したんですけれども、計算していませんか。

○政府参考人(豊永厚志君) 正確なその御指摘を理解しておりませんでしたが、今のは、今のシステムで大証と東工取が新しい共同システムを開発するということだと思えますけれども、二百億を超える予算になると思えます。数百億の大口になる可能性はあると思えます。

○古川俊治君 一取引参加者当たりと言っているんですよ。

○政府参考人(豊永厚志君) 一参加者につきましては、基本的に、既に今東工取が使っております、ナスダックのOMXに対応するシステムを持つておりますから、全く掛からないとは言いませんけれども、多くの費用は掛からないかと思えます。

○古川俊治君 大体百万円という計算が出ていますよ。ですから、同じシステムを使っているんですよ、今、東工取と大証がですね。だから、そこで統合するのはさう簡単なんですよ。

こんな、シカゴが入ってもシステムが導入されたら、これ今後、もう事実上、大証とその新しいシステムを入れてしまった東工取が合併することとはもう多額の費用が掛かって無理になるんですよ、事実上。これは完全にこういう、恣意で国策が曲げられるということなんですよ。

仮に、その後、無理無理大証と合併することになったって、先ほどおっしゃいましたけれども、先ほど申し上げましたように、今物すごいこの東工取の営業成績悪いですから、株価なんてたまたま安いものですよ、正直言つて。だって、もう全然今後の見込みないんだから。物すごい安い価格で買いたたかれるわけですね、二〇%のシェアを。今、現に東工取の株主って最大でも五%のシェアしか持っていません。全部国内の関係者ですよ。ところが、海外の人が二〇%のシェアを、いきなり出てきて安いシェアで買い取る。これ全然進まなくなりましたよ、統合の話だって。そこに出てきて、それで仮にやると言っただって、そのときは大証と合併するといふときだから物すごい株価は上がっていくわけですよ、そのとき。簡単に売り抜いてからではもう、ぬれ手にアワで大変なお金を得ていくわけですね。これはいづれにしても、こんなこと、本当に国を売るような話なんですよ、もしあるとしたらですね。

北神政務官、これやりませんね。
○大臣政務官(北神圭朗君) まず、この新聞記事

は、東京工業品取引所も事実無根だというふう
に発表しておりますし、政府としてもそのよう
な認識です。ですから、こういったことは全
くございません。

○古川俊治君 大変気になっておりますのは、先
ほど申し上げた産構審、産業構造審議会の分科会
の中の報告書でございますが、これは、例えば、
我が国においても総合的な取引所の足かせになら
ないよう留意しつつ、商品先物市場の国際化へ
の対応を検討しろとか書いてあるんですよ。そ
れからさらに、商品の共同市場やクリアリング機
能の強化に向けた国際的な連携を資本関係を含め
て模索、追求すべきであると。そしてまた、こ
うした取引所における国際連携が我が国における
総合的な取引所の推進の足かせにならないよう
関係者は留意すべきと書いてあるんですよ。ま
さに総合的な取引所の足かせになると、こ
ういうことを、リスクをちゃんと分かっている
ながら生き残りたいから国際的なところで連
携してしまおうということを探しているわけ
ですよ、ちゃんと。これ、政務官、どうお考え
ですか。

○大臣政務官(北神圭朗君) 先ほどのその記事に
載っているシカゴ取引所との話というのは、こ
れはもう事実無根だということをもう一度改
めて強調したいと思います。

一般論として、東京工業品取引所という
ものは、もう御案内のとおり、海外との取引
も三割ぐらい増加をしております。こうい
う中で、いろいろな海外との連携というものは、
私には検討することぐらいは当然だと思っ
ております。ただ、総合取引所の実現の足
かせになるようなことだったら、我々はそ
れは当然排除していかないとはいけません。

○古川俊治君 この報告書に、国際的な
連携を資本関係を含めて模索、追求すべ
きと書いてあるんですよ。今からいきなり
外国の資本家がそこに入ってきたら、ま
さに統合合併のときにこれ資本関係が物
すごい複雑になって統合できないじゃな
いんですか。これ、足かせになるでしょ
う、総合取引所の実現の。いかがですか。

○大臣政務官(北神圭朗君) それは、あく
まで含めてという一般論の話です。です
から、本当にそんな話が出てきたときに、
政府としては総合取引所の実現との関係
というものをちゃんと検討して、そのとき
に足かせはいいというふうには思いません。

○古川俊治君 もう総合取引所の実現とい
うのは、さっき言っていますように、もう
二〇一三年、来年の話なんです。いいで
すか。それ、本当にこんなことがあつた
らできるわけがないんですよ、我々が目
的として持っているものが。だから、こ
れはあり得ないと、特にこの新聞記事に
ついては絶対ないところで否定してくだ
さい。

○大臣政務官(北神圭朗君) 新聞記事に
ついてはもう事実無根でございます。そ
して、先ほどおっしゃった話については、
私はもう何回も言っていますけど、総合
取引所の実現に向けて我々は全力で頑
張っています。それに足かせをしたり障
害になるようなことは、我々は極力こ
れは排除していかないとはいけません。

○古川俊治君 東工取が大変に経営赤字
を続けている、現状では本当にもうい
ずれなくなってしまうような会社、今
本当にここで活路を見出すとすれば、総
合取引所に参加するしかないわけですよ
ね。この現状でこういう経営をずっと
放置してきただ、この責任は大変僕
は経営陣、大きいと思うんですよ。

現在、東工取とその子会社に経産省
出身のOBは何人いらっしゃいますか。
○政府参考人(豊永厚志君) お答え
申し上げます。東工取からは役員変更
その他の届出をいただいております
けれども、来ておりますけれども、こ
れによりまして、経済産業省の出身
者が二名ございます。一名が社長、
一名が専務でございます。この専
務は東工取の関連会社であります
日本商品清算機構の社長を兼務
してございます。

○古川俊治君 しつかり経産省のOB
が社長にいらっしゃるわけですよ。
ちよつとこの私の資料の下の朝日
新聞の記事、これ、本年の三月十日
の朝刊でございますが、総合取引
所の実施に壁って書いてあるん
です、実現の壁。監督官庁が抵抗
と書いてあります。その下
のところですね、天下り先を確
保したい各官庁の抵抗がある
って書いてありますね、しつかり
先ほど滝大臣もおっしゃって
いました、いろいろ省庁が抵抗
してくると。天下り先がなくな
るから、そういうことだと思
いますけれども、先ほどの産
業構造審議会、この分科会の
委員にもしつかりその経産
省のOBの社長様が入つていら
っしゃいますよ。だから、こ
ういふ結論に誘導されるわ
けですよ、考えてみれば。

先ほど北神政務官も、もう思
いは同じなんだとおっしゃ
っていただきました。まさに、
平成二十一年六月十二日の
衆議院経済産業委員会の質
疑、これ、商品取引所の
経営陣について北神先生自
身がおっしゃっているん
ですよ。役所を退官してか
ら自動的に人事が回つてい
くようなシステムで、本
当に取引所の経営として
ふさわしいかどうか分
からないような方を置
いていいの、そういう問
題がある。ポストを残
したいから、取引所が多
ければ多いほどある程
度そういうポストが確保
できる、自然にそう思
ってしまうはずだと、
本当に行政は国民のこ
とを考へているのか、
それとも自分たちの
天下り先を守るため
にやっているのか、こ
こに少なくとも疑念
は感じる、整理統
合というものをもう
少しスピードを上げ
てやってもらわな
きゃいけないとい
うふうで発言して
いるんですよ。ま
さに同じことを指
摘され、まさによ
くお分りな
んですよ。

今までの一連の流れで、本
当にこれを今、経済産業省と
今、政務にかかれて
いる方々が政治主導、これ、
一体で發揮して日本の
経済成長のために頑
張つていかなきゃい
けないんですよ。本
当にその瀬戸際に来
ているわけですよ。二
〇一三年につくつ
ただけますね、政
務官。

○大臣政務官(北神圭朗君) 何
度も申し上げてお
り、しつかりそれ
に向けて全力で頑
張つていきたいと
思っています。

○古川俊治君 私
が今日申し上げたい
ことはよくお分り
いただいたと思っ
ております。でも、
やっぱり非常に
厳しい現状にあり
ます。我々は、政
務が決めたこと
をしつかり……
(発言する者あり)
松下大臣、済み
せん、お名前を
誤りました。先
ほどちよつと法
務で質問して
いましたから。

松下大臣、恐縮
です。大臣、し
つかりやはりこ
れ進めていかな
ければならない
と思うんですよ。
先ほど大臣が責
任を持って私が
決めたとおっしゃ
ったことが、こ
ういふふうにな
らなかつたこと
が、これは大変な
問題であります。
二〇一三年に私
の力で、私の責
任を持って総合
取引所を実現す
る、すなわち、東
証、大証、そ
して東工取の統
合を実現すると、
もう一度ここで
確認させていただきます。

○国務大臣(松
下忠洋君) 全力
尽くします。そ
れと、合併とか
合体とかいいま
してもいろいろ
手続上ございま
すので、これは
正式に言葉の表
現をしつかりや
りたいと思いま
すけれども、二
十五年の一月
一日に日本取引
所グループがで
きます。それから、
東証と大証が一
緒になるわけ
ですよ、その中
で、今までのい
ろんな取引所
グループとして
自主規制法人と
清算機関とか
デリバティブ市
場とか現物市場
とか、そういう
内容を分けなが
らシングルデ
スクで対応でき
ていくようにし
たいというこ
とはその後にも
たまたますから
力尽くして努力
しますが、一定
の間が掛かるこ
とは、これはお
許しいただき
たいと思っ
ています。

以上でございます。
○古川俊治君 よ
ろしく願います。
これは本
当に危機的な状
況なんです、そ
こをしつかりも
う一度対応して、
このスケジュー
ルどおり進めて
いただきたい
と思います。

電力の先物取引
ということの問
題について

ちよつとお話をさせていただきたいと思ひます。

現在、電力については自由な取引がごく一部に限定されているためにこの先物取引のニーズは現にはありません。しかし、今の様々な政策におきまして今後、電力を大幅に自由化していこうと、こういう話になっているわけですね。将来において自由な電力取引が普及し、当事者の交渉によって価格が決定するようになった場合には、電力の価格変動、これはいろいろな業者がそれをリスクヘッジしたりということがありますので、大変な先物取引のニーズがあるというふうに考えられるんですね。経産省も、本年五月三十一日の電力システム改革委員会での事務局提出資料において、「電力の先物取引のあり方を検討し、必要に応じ、電力に係る先物取引を行うための制度整備を行う。」と、このようにされているんですね。

現在、商品先物取引法の対象となっている商品というのは、原料又は材料である物品と、このように限定されているわけですね。ですから、電力は原料又は材料である物品ではないので、これは法改正をしない限りは商品取引市場では扱えないわけですね、電力は。しかしながら、現在、金商法二条の二十四項四号というところで、同一のものが多数存在し、価格の変動が著しいという資産を、これは政策判断で幅広く政令指定できるというふうに書かれております。また、金商法二条の二十五項三号では、その変動に影響を及ぼすことが不可能若しくは著しく困難であつて、事業者の事業活動に重大な影響を与える指標、これを政策判断で政令指定できる、このようにされているわけですね。

要するに、電力を政令指定の指定の仕方を変えれば現行の金商法の中で電力を金融商品取引市場において扱えるようになるんですよ。だから、もし大臣がこれを、総合取引所を推進するということであれば、商品取引市場に残つていけば電力を取り扱えないけれども、政令指定するだけで金融商品取引市場に入つてくればできますよ、すなわち統合的な取引所においては電力は扱えますよ

と、そういうインセンティブ、すなわち、これ実現のためのインセンティブが掛かるわけですね。

是非、ちよつとここで、電力、これから大きなニーズがあるわけですから、政令指定ということをお考えいただきたいんですけど、大臣、いかがでしょうか、前向きに進めていただけますか。

○国務大臣(松下忠洋君) 電力の先物取引を推進すべきかについての御質問ですが、これはやっぱり我が国のエネルギー政策等ともこれは深くかかわる問題でもございますし、まさに今議論しているところでございます。金融庁として、このことに限定してコメントすることはこれは差し控えたいと思つております。

以上です。

○古川俊治君 現に、経産省においては検討を始めています。北神政務官、何かコメントいただけますか。

○大臣政務官(北神圭朗君) 委員のおっしゃっているその電力を先物に持つていくということは、我々は非常に重要な御指摘だということに思つております。それは、商品先物市場というのは、リスクヘッジ機能とか価格形成機能とか、こういったものを担つておられますので、電力についてもそれは当然当てはまるというふうに思つていまして、おっしゃつていた電力システム改革の議論を踏まえて、我々が必要に応じて制度整備を行つていきたいというふうに思つております。

○古川俊治君 是非、大臣、この電力市場、電力の先物というのはいかほどの市場になり得る可能性を持つておられますので、是非これを総合的な取引所を実現すればしっかりとこれが取引できるという形にして、関係者に強くこの総合取引所実現のためにインセンティブを掛けていただきたい、このように強くお願いをしたいと思つております。

一つ金商法に残された課題は、この現物株と先物取引の損益通算という問題があるんですね。これをやらなきゃいけないと、先ほど大臣からも御発言がございました。

でしようか。

○副大臣(中塚一宏君) 先ほども御質問をいただきましたが、取引所自体が統合するということがありますが、やっぱり利用者の利便の向上というのを考えたときには、それこそ、口座の一元化の問題でありまして、それこそ、口座の一元化の問題でありまして、まだまだ残された課題は大きいと、そういうふうに思つております。

今回は関係者の御尽力によりまして法案提出にこぎ着け、制度整備が行われるわけなのでありまして、今後御指摘も踏まえて進めてまいりたいと、そういうふうに考えております。

○古川俊治君 税制改正は、じゃ近いうちにやるんですね。

○副大臣(中塚一宏君) 関係省庁とも連携をしながら、要望できるものならば要望してまいりたいと、そういうふうに考えております。

○古川俊治君 何かお聞きしたところ、財務省が抵抗しているから駄目だということに何つたんですか、いかがですか、五十嵐財務副大臣。

○副大臣(五十嵐文彦君) 金融所得課税、税の立場からいいますと、その一体化というのはゴールでございますが、そのゴールに至るまでは、まだ金融所得間の課税方式の均衡化というのが欠かれないと思ひます。

二十六年一月にやつとその軽減税率が本則税率に戻るといふことになりまして、そこで損益通算の範囲の拡大の検討に入るといふことで、まずはその所得の性格が似ている公社債等の利子との損益通算を一致させると、拡大するということを検討をさせていただくということになると思ひます。それから先は、非上場株式の譲渡益あるいは預貯金の利子、一時払い養老保険の差益、さらには定期預金の給付補填金や抵当証券の利息等、こうした様々な種類のものについて、これが損益通算可能かどうかを子細に検討する必要があると思ひますが、この今お尋ねの先物取引については、利益を得るものと損を被るものが同時に発生する取引から来る所得でありまして、所得の性格が、

株式譲渡所得が株式を保有することによる値上がり益であるということとは若干の違いが出てまいりますので、その先に検討をさせていただくということになると思ひます。

○古川俊治君 政策はパッケージとしてやつていかなきゃいけないんですね。今、長い御説明がございました。なかなか財務省としてはすぐにはやらないというふうには言えないようなんですけれども、これはやっぱり損益通算というものをやらないと、海外に対して、我々の国家戦略プロジェクトですからね、総合的な取引所の実現と、そこでの取引量をアジアのまさにメインとして持つていくということでございますから、そこに実現しな

きやいけない。

やっぱりそのためには、この総合取引所ができて損益通算がやっぱりできるようになって、利用者にしても、口座が一つになって証拠金も一個でいいと。業者にしても、そこに簡単に参加して

いって、いろんなものが取り扱える、こういうようになつてくればどんどんどんどん活性化してくるわけですよ。

大臣、是非お願いしたいんですが、これ、仮に損益通算が財務省が認めていただいたとしても、総合取引所が実現していなかったら意味がないんですよ。パッケージですから、これは。ですから、今後この税制要望のときも、総合取引所が実現して速やかに損益通算をやるといふことにしていただければ、これ十分インセンティブになると思ひます、総合取引所の。いかがでしょうか。検討していただけますか。

○国務大臣(松下忠洋君) 五十嵐副大臣のお話もございまして、経産省としてのお考えもございまして、よく研究して、調整して目的が達成できるように、いい姿を描きたいと、そう思ひます。努力します。

○古川俊治君 今までもずっと質疑をさせていただきまして、皆さんが思ひは同じだと思ひます。とにかく、総合取引所というものを早くつくらなければいけないと。それがまさに

我々の、この国の存亡が懸かっている。ですから、今この時期に来年これを実現しなければいけないという状況にきているわけですね。

しかしながら、我々としては、参加しているプレーヤーは皆プライベートです。強制はできない。だけれども、関係者にとにかく強く強く要請をして、これを国として実現をしていく。もちろん、公的な関与の大きい業界でのプレーヤーの皆様ですから、そういうことだと思っております。ありとあらゆる手段を尽くしてこれは二〇一三年に実現しなきゃいけない。このことについて確認をしておきます。

松下大臣、二〇一三年に実現していただけますね。お願いします。

○国務大臣(松下忠洋君) 二〇一三年の、平成二十五年ですけれども、一月一日に大証と東証は合体します。それから、今度は中を詰めていきますから、いきなり合体してすぐフルオープンというわけにはいきません。いろんな段取りをしながら、周辺もいろいろ話をして合わせながら、しっかりとやっていきます。その期間が二〇一三年、しっかりと使いたい、そういうことです。

○古川俊治君 二〇一三年中に実現するということですから、その期間、一年間で実現にいくつください。よろしいですね。

○国務大臣(松下忠洋君) 努力します。

○古川俊治君 それから、北神先生にはもう一度確認しておきたいんですが、海外への連携とかという話じゃないですね。これ足かせになりますよ、完全に。よろしいですね。資本提携等、何となく産権審の報告書に出ていますけれども、そんなことあったら、絶対に総合取引所はできませんから。よろしいですね。

○大臣政務官(北神圭朗君) 何度も言いますけれども、あれは一般論でありまして、我々としては、総合取引所の実現に向けて最大限やりますので、その邪魔になるようなことは我々はやりません。

○古川俊治君 今確認したということで、しっか

りこれからも、二〇一三年、このスケジュールに乗せた施策、しっかりと進めていただきたい。これを最後に確認をしておきたいと思えます。

今回、商品の取扱いの中で、米の先物取引の試験上場、これをずっと動かしているわけですが、この評価というのをちよっとお聞かせいただきたい。それから併せて、今後どのような農作物を上場していく予定があるのか、見込みがあるのか、これについてもお話をお願いします。

○大臣政務官(森本哲生君) 古川委員にお答えさせていただきます。

昨年八月の八日に東京と関西において米の先物取引、上場されたわけでありまして、約一年近くたつてきておられるわけでありまして、委員も御存じのとおり、大体この両者で、今の取引、六十キロ当たりが一万三千円から一万七、八千というところがございます。この取引量につきましては、やはりやや少ないという、そういう御指摘はいただいております。今上場期間二年ということになっておりますので、そこをしっかりと我々としては見極めていきたいというふうに思っております。

今、そして、ますます農産物の上場をされるかどうかということなんですが、今取引所から具体的に何をかというようなことは、私どもとして情報はまだいただいておりますので、こうした問題がしっかりと煮詰まってきた段階で法に乗って我々としてはしっかりと対応していかなければならないと、今のところその程度でございますので、よろしくお願いします。

○古川俊治君 現段階のこの試験上場の評価に基づいて、生産者に対してこの米の先物、これが進んでいく、これメリット、デメリット、お感じになつておられることをお話ししていただきたいんですけれども。

○大臣政務官(森本哲生君) 当初は、これはなかなか不安感というような、そんな思いの中で消費者の皆様思っていたわけでありまして、こ

れは幸か不幸か余り量的には増えておらないというところで、まだ私の段階ではその評価については少し、まだもう少し様子を見せていただきたいというふうにも思っておりますので、御理解いただきたいと存じます。

○古川俊治君 この法案で総合的な取引所をつくって商品の取引、デリバティブを活性化していくということですが、やはりそこに流通の問題も懸念されるわけでありまして。今回の法案に商品の生産、流通に悪影響を与えないための整備と、これはどのようなことがされていきますか。

○政府参考人(森本学君) お答えいたします。

総合的な取引所の規制監督は金融庁に一元化されるわけですが、先生御指摘の商品の生産、流通に対する悪影響を防がなければいけないといった観点から、今回の法案には、例えば商品の市場認可、上場廃止命令を行います場合、あるいは商品デリバティブ取引の取引停止命令を行う場合等につきましては、そうした商品の生産、流通に影響を及ぼすような権限を行使する場合には、金融庁は商品所管官庁にあらかじめ協議いたします。その同意を得ることとしております。

○古川俊治君 まあ十分に検討して流通に、やはり流通は一番大事ですので、国民生活に影響を与えないようにこれをうまく活用していただきたいと思えます。

最後の御質問になりますけれども、デリバティブというのは非常に理解が難しいものでもあると思えます。特に、これから高齢者で、これだけ低金利になっていきますと、一般の本来に個人の投資家でも少しリスクがあつてもやってみたいと思う人がいるかもしれないが、なかなかその構造が理解できないのがデリバティブだと思います。

全国銀行協会の紛争解決業務では、あつせんの新規申立て案件のうち、平成二十二年度が五二・八%、平成二十三年度が六九%。これは、あつせんを要する事案の多くに、大変多くの割合をデリバティブ業務が占めているんですね。また、証

券・金融商品あつせん相談センターでも、商品・サービス別のデリバティブのあつせんの申立て件数は、デリバティブが平成二十二年度の一〇%から二三%、四〇%と、これ大変急増している。この金融ADRというのは最近できた制度で、今認知が進んでいるところですから、今後も一般投資家とか個人のデリバティブに関する苦情というのはいくらも増えようというふうな気がするんですが、こうしたトラブルというのは何が原因と考えておられますでしょうか。

○政府参考人(森本学君) お答えいたします。

先生御指摘のように、全銀協あるいはFINM ACに対しますADRのあつせんの申立て件数のうち、為替デリバティブ取引に係るものが大変増えております。その原因と申しますかにつきましては、全銀協のあつせんの状況を見ますと、最悪の状況を想定した商品説明や顧客のヘッジニーズに対する確認が販売時に十分に行われていなかったことなどに起因した申立てが多いというふうに承知しております。

金融庁といたしましては、そうした状況を踏まえまして、最悪の状況を想定した損失等について丁寧な説明をすることでありまして、顧客の取引に照らしてデリバティブ取引が見合ったものになつておるかどうかの確認を金融機関に対して求めておるところでございます。今後ともその対応をしっかりと注視してまいりたいというふうに考えております。

○古川俊治君 しつかりやって、しっかりと監督をしていただきたいと思えます。やっぱり投資家が、我々にとつて国民の投資家が一番大事ですので、その点を忘れないようお願いを申し上げます。

以上で私の質問を終わります。

○委員長(尾立源幸君) 午後一時二十分に再開することとし、休憩いたします。

午後零時二十一分休憩

午後一時二十分開会

○委員長(尾立源幸君) ただいまから財政金融委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、荒木清寛君が委員を辞任され、その補欠として浜田昌良君が選任されました。

○委員長(尾立源幸君) 休憩前に引き続き、金融商品取引法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○竹谷とし子君 公明党の竹谷とし子でございます。

A D Rに寄せられる相談の中で、為替デリバティブが非常に高い比率であるということ、私も前回の財政金融委員会でも取り上げさせていただきました。引き続きやらせていただきたいと思いますが、被害に遭った顧客の方々というのが、中小企業、特に地方に地盤のある優良な中小企業が顧客の多くに存在していたということで、かなり金融機関としてはターゲットを絞って計画的に営業を掛けていたということがわかります。また、学校法人も多額の損失を出しているということも報道されているところではありますが、最近、これが中小企業や学校法人だけではなく個人の富裕層、ここに来て被害が及んでいるという実態が明らかになりつつあります。

ある事例では、国内の証券会社が販売した仕組債で被害を被られた方がありますけれども、国内の証券会社が国内で仕組債を組成するのではなくて、ヨーロッパで組成したものを販売をしていたわけでありませうけれども、この仕組債、ヨーロッパで組成した場合に国内のそれを注文をした証券会社、この海外との取引記録というものを証券会社に対する金融庁の検査の中で、この取引の契約書や送受金の書類、こういったことが検査のときになかったという、そういう事例はありますでしょうか。

○政府参考人(岳野万里夫君) 証券会社に対する

検査に関するお尋ねでございますので、証券取引等監視委員会事務局より御説明をさせていただきます。

今先生から証券会社の検査で、お伺いいたしましたところでは海外で組成された仕組債を国内の証券会社が販売をしたと、そういう場合に送受金の書類ですとか組成のときの書類がどうだったのかという御質問でございます。

検査でのご質問でございますが、検査における個別にどういった書類があったかといった形での答えはちよつと差し控えさせていただきますと思いますが、一般的に先生が今お示しいただいたようなスキームで海外で組成された仕組債を国内に持ち込んでという場合に、販売した証券会社にどういった書類があるかというのは、その持ち込まれている状態によっても変わってまいりと思っております。一概に、何といましようか、販売証券会社に何が残っているかというのは、必ずごうだということを申し上げられない状況でございます。

したがって、直接に今お答えすることは難しいんですが、いずれにしても販売証券会社であれば商品を仕入れてきて販売しているわけでございますから、その関係の何らかの取引記録はあるの一般的なだと思っております。ただ、先生が今特定しておっしゃっているような書類があるのかどうかについては、大変申し訳ありませんが、個別のケース・バイ・ケースで変わってまいりますので、確定的なお答えはちよつとこの場では難しいということをお断りさせていただきます。

○竹谷とし子君 国内でこの仕組債、発行する場合は、金商法で有価証券届出書や目録見書、これが必要になるのではないのでしょうか。

○政府参考人(岳野万里夫君) 今先生から国内で仕組債を発行する場合と、ご質問でございますが、それと開示規制との関係の御質問でございますが、一般に開示規制の場合には、公募される場合に開示規制が掛かりますので、国内の発行体が

仕組債を発行する場合、公募する場合には開示規制が掛かります。また、仮に海外で組成された仕組債を国内に持ち込んで国内で広く売出しのようなことをするのであれば、その場合も一応開示規制といえますか、届出書なりは提出されるということになるかと思っておりますので、要は公募が公募で分かれる、開示規制に関してはそういうふうな理解をさせていただきます。

○竹谷とし子君 公募の場合は、海外から組成したものを仕入れて販売する場合であっても金商法上の有価証券届出書が必要になると、公募の場合は、国内であっても海外であっても必要がないという、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○政府参考人(岳野万里夫君) 一般的にはそういう理解でおります。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。今回、私募のケースであります。裁判所を通じて証拠保全のために独自に入手した情報でありませうけれども、相手方と発行体、相手方というのはヨーロッパの日本にある証券会社のグループ会社であります。そして発行体、日本にある証券会社です。相手方と発行体との間のユーロ債の組成の発注、受領の方法及び金銭の授受に関連する基本的な事項を定めた契約書及び附属書類、これに対して国内の証券会社はないというふうに答えておられます。これはあり得ることでしょうか。

○政府参考人(岳野万里夫君) 今先生がおっしゃいました、まず発行体は海外ということよろしゅうございますね。

○竹谷とし子君 そうですね。○政府参考人(岳野万里夫君) 発行体は海外。それから、その相手方とおっしゃいましたけれども、少なくとも販売した証券会社は国内の証券会社であると。それから、相手方とおっしゃっているのは、一般的に仕組債の場合には発行体とそれからアレنجジャーという業者がおりまして、それから仕組債というのにはまさにデリバティブから、通常仕組債というのはまさにデリバティブを仕組んでいるから仕組債でございますので、発行体とスワップディーラーなりデリバティブのハ

ウスと仕組みの契約がございまして、それをアレنجジャーが組成をして、間にブローカーが入って国内に持ち込まれてくるわけでございます。

したがって、先ほども申し上げましたように、仕組債の組成と国内に持ち込まれてくる状態によりまして、販売証券会社にどういった書類があるかというのは変わってくると思っております。今先生がおっしゃられた、その販売証券会社と海外の相手方、あるいは海外のこれはアレنجジャーかもしれないけれども、それが同じグループであるということでございますが、仮に別法人だといいたしますと、国内の証券会社に対する法的なアプローチであれば、国内のその販売証券会社のところには何があるかということが問題になりますので、繰り返しになりますが、国内の、今回先生が問題とされております個別の商品につきまして、その販売した証券会社に何が、どういった記録があるかについてはちよつと一概にはお答えしにくいということをお断りさせていただきます。

○竹谷とし子君 私募の場合は、国内であっても海外であっても開示の規制の対象になっていないということかというふうに思っておりますけれども、この海外との取引について、金融庁の証券会社に対する調査権限というのはどのようなものか、概要を御説明いただけますでしょうか。

○政府参考人(岳野万里夫君) 今先生から御質問いただいたような、海外で組成された仕組債をいろんなルートを通じて国内の証券会社が販売するというケースにつきまして、国内の証券会社に対する私どもの検査監督の手段といたしましては、一般的には、私ども監視委員会でございますれば、立入検査をいたしまして、まさにどういった取引をしているのか、顧客に対して適切に、例えば契約締結前書面なり契約締結時書面を交付しているか、それから適合性原則にのっとった販売をしているか、そういったような形で、外物であれ中のものであれ、販売証券会社に対する検査では、その販売、勧誘の体制の適切性といったものを検証し、問題があれば必要な行政上の措置を

講じていくと、こういったことが一般的でござい

ます。
○竹谷とし子君 今回、個人の富裕層、これから被害実態がだんだん分かってくるのではないかと

いうふうにいるんですけれども、大体、大手の銀行とそして関係がある証券会社、あるいは取引を密接に行っているような、そういった銀行と証券会社のペアで営業に行くパターンというのが幾つか事例を聞いていますので、そうもいっていただくと、やはり高齢者の方、金融資産持っていないという方となつてくると、若い人というよりは高齢者の方となると思います。金融の知識も非常に少ないと。金融のリスクに対しても、中小企業に対するデリバティブの被害のときもそうでしたけれども、余り内容を理解しないうちに、いつも取引しているところだからまあ間違いないだろうという

ような、そういった安心感、信頼感みたいなところを悪く言えば利用されて、細かい契約書類、これをもう基本的には読み込むような、そういう知識もないのにサインをさせられるような、そういう形になって被害に遭っているわけですから、今、今回のその個人の富裕層という人も、まさにもっと知識がない中でこういった仕組債の購入というものを勧められて買っている、そして多額の損失を被っているというものが出てきているわけ

であります。
これから明らかになっていくか、今の形の規制をどのよう

に保護していくのか、今の形の規制でいいというふう

の観点での検証、そういったことは現在のルールでも入っておりますので、現場の市場の監視当局とい

います検査の現場では、証券会社の検査に当たりましてはそういった点について注意深く検証していくという

ことが必要だと思っております。
時々、プライベートバンキングとか、そういったことが、波があるんですけども、はやることがありまして、

そういうときにやはり個人の富裕層に対する証券会社のアプローチが非常に熱心になる時期がござ

います。そういった点につきまして、やはり今先生から御指摘のあったような点は十分に注意しながら検査には臨んでまいりたいと思っております。
○竹谷とし子君 ありがとうございます。
前回の財政金融委員会

のときに取り上げさせていただいたんですけれども、適合性の原則とか、そういったものを満たしているか、そういったことは書面上、形式的に満たすことが事実上可能であると思

います。説明をしたということにサインをした記録が残っているか、これは分かっています。や

ったんでしようということになるわけでありまして、ここで一つ、仕組債つくるときに、販売者の方ですね、発行体ではなくて販売する側が顧客と利益相反の関係にあることをしているかどうかという

のは非常に大きなポイントであるというふうに私は思っております。
私募の場合に、届出書も開示しなくてもよい、国内であつても海外であつてもそれはそうだということであり

ますけれども、後でそういった紛争が起きたときに、利益相反取引がなかったかどうか、残っている書類で調べようとしても、先ほど読み上げましたけれども、独自の情報によりまして、発行体との取引の記録のようなものは残っていないと、

そういうような状況でありますので、極めて被害を受けた顧客にとっては不利な状況になつてしまつてい

ふうに考えております。利益相反取引ということについてでありますけれども、アメリカの商品先物取引の規制の中で、

テーク・ジ・アザー・サイド、利益相反取引の禁止、直接、間接問わず、これを、禁止というわけ

ではないんですけれども、やる場合には顧客に事前に伝えなければいけないという、そういう規制があります。これについてこれまで検討をしたことがありま

す。経済産業省、お願いいたします。
○政府参考人(豊永厚志君) お答えさせていただきます。
御指摘のテーク・ジ・アザー・サイドの制度、これはCFTCの規則の百五十五の二項というところかと思

います。業者の顧客から取引の委託を受けた場合に、その取引と反対の取引を行うことを禁止すると、これによって顧客と業者の利益相反を防ぐ規定かと思

います。
○竹谷とし子君 ありがとうございます。
今御質問のございました検討状況でございますけれども、明確な記録は残ってござい

ませんけれども、商品先物法では比較的早くに手当てをしております。昭和四十三年に同様の趣旨の規定を商先法に導入してござ

もう一件、ちよつと別な形の金融商品、投資です、これによって損失を被ったときに説明責任が業者側に足りなかつたのではないかと、そういうケースを紹介させていただいて、ちよつと質問させていただきたいんですが。

匿名組合形式で出資を募つたと、それをベトナム株に運用いたしますよという、そういうファンドをつくつたわけでありませうけれども、セミナーを開いて、その後はメールのやり取りで、書類が送られてきて、説明は確かによく見るとその中には書いてあるけれども、大きな損失を被つたわけでありませう。それで、途中での解約は認められませぬ。三年間です。その後、運用者の裁量で更に二年間の延長の可能性が有りますよというふうに書いてありませう、延長になってしまつたわけなんでしょう。途中で解約しなかつたけれども、できない。特段の事情、天災等の不可抗力とか財産がなくなつてしまつた場合、また疾病、負債、障害によって生計維持が困難になつたとき、傷ついた場合は途中解約はできるけれども、基本的にはできない。期間が来ても更に二年延長、運用者の裁量で二年延長になってしまつと。そういう状況の中で、管理報酬と助言会社に対する報酬というのは年率合計で一・七五%取られていくわけです。

そういうふうな投資であつたわけなんでしょうけれども、この匿名組合形式によつてリスクの高い投資を募る、こういう場合の説明責任についてはどのような義務がありますでしょうか。特に、高いリスク、午前中もありましたけれども、最悪の場合を想定したリスク、こういうふうな注意を喚起する、そういう説明の義務というのはどのようになつていませうでしょうか。

○政府参考人(森本学君) 答えいたします。金融商品取引法では、匿名組合形式のファンド持分の販売も含めまして、金融商品取引契約を締結しようとする場合は、あらかじめ顧客に対して商品、サービスの概要、手数料等やリスクを記載した書面を交付いたしまして、かつ、顧客の

属性に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度において説明しなければならぬとされております。さらに、監督上は、顧客の目線に立つて、顧客が商品性、リスク特性等を真に理解できるように分かりやすい説明に努めることとされておまして、そうした先生御指摘のリスクの高い事項については、そうした意味で顧客にしっかりと注意喚起するようにと、そうすべきであるというふうにご考えておるところでございます。

○竹谷とし子君 確かにそのとおりなんですけれども、今のお話、かなりとらえ方によっては緩い規制になるのではないかなというふうにご感じます。

例えば、数十ページある書面を送られてきて、多くの方は、本当だつたら当然、投資というのは自己責任でありますので、自分の責任でちゃんと読んで、そのリスクを理解した上で当然投資を行うべきでありますけど、たくさん、携帯電話を申し込むのでもそうですが、いろんなことが細かく書いてあつて、保険に入るときもそうだけれども、あれ全部読むというのとはなかなかない。特にその中でもリスクが高いこと、投資額の全額がなくなる場合もありますよ、そういうリスクについては一番先に太字で持つてきて、その部分について確認しましたということを、その部分に特化して署名を得るか、またインターネットでの取引、私はこれほとんど広がつていの方がいいというふうにご思つておられますが、これについても全てのものを読んで最後に同意というところをチェックするのではなくて、リスクの高い項目については一個一個確認をさせたというところが残るような仕組み、そういうものが必要なのではないかなというふうにご思つておられますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(森本学君) 答えいたします。基本的考え方は先ほど御説明したとおりでございますが、先生御指摘の、真にその顧客特性から見てリスクが高いと思われる事項を理解させる具

体的な手段、これについては、先生今御指摘になられておられる事例、またほかにも様々な事例があるかと思つておられます。そうした事例を踏まえて更に工夫してまいりたいというふうにご考えておられます。

○竹谷とし子君 よろしくお願ひいたします。次に、私募ファンド、今回A I Jの問題で年金基金の投資について大きな社会的問題となりましてけれども、年金基金に限らないんですが、この私募ファンドについて、今第三者による監査制度というものがどのようになつておるか、概要を御説明をお願いいたします。金融庁、お願いいたします。

○政府参考人(森本学君) 答えいたします。現在、金融商品取引法で公認会計士等の監査が求められているものは、一言で申しますと、公募のもの、すなわち多数の者、五十名以上の者を相手方といたします有価証券の取得勧誘等でありまして一億円以上の金額の場合でございます。

したがいまして、私募ファンドについて金商法上監査を求めると、外部監査を求めるという仕組みになつておられません。

○竹谷とし子君 今、必須ではないということだと思つておられますけれども、この私募ファンドについて、任意であつても有効ではないかと思つておられますが、この第三者による監査、公認会計士等、そういう専門家の監査を受けているかどうかということをごきちんと、例えば年金基金あるいは年金基金に加入している企業、これを一つの判断基準。監査を受けていないということは、虚偽記載の可能性というものが非常にリスクが高くなつてくる要素があります。これ、任意であつてもいいと思つておられますけれども、そういう監査を活用するということも防衛手段として有用なことではないかというふうには私に考えておられますので、これについては是非御検討いただければというふうにご思つておられますけれども、年金資産の運用先の私募ファンドに關して、公認会計士等の監査を受けることの有効性についてどのようにお考えになるか、厚生労働省、お願いいたします。

○副大臣(辻泰弘君) 私募ファンドに対して会計士等による監査を義務付けるかどうかは、一義的には金融庁の御判断によるべきものと考えているところでありませうけれども、そうした監査の状況は、厚生年金基金が運用受託機関を選定するに当たつての一つの判断基準になり得るものと考えているところでございます。

厚生労働省といたしましては、四月より開催してまいりました厚生年金基金等の資産運用・財政運営に關する有識者会議が七月六日にまとめた報告書に基づきまして、現在、厚生年金基金の資産運用ガイドライン等の改正案についてパブリックコメントを行っているところでございませうけれども、その中におきまして、私募投資信託等に投資を行う場合に監査の有無を確認すること、外部監査等の監査の状況を運用受託機関の選定の際の評価基準とすることなどを盛り込んでおるところでございます。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。そして一方で、投資先だけではなく年金基金の財務諸表の監査の状況について伺いたいんですけれども、ある年金基金、今回A I Jの被害に遭つた基金であります。そこはどちらかというと、残つていらつしやる企業は非常に頑張つていらつしやるんですが、構造的に不況業種と言われられるような分野であります。昔はすごく良かったけれども、だんだん業界の人数も減つてきて、国以上に高齢者の方々の比率が加入者の中で多いというふうな、そういうところがありますけれども、また、優良企業、その中で幾つもありますけれども、脱退しようと思つたときに、純資産が一億円以上出さなさいいけないというふうにご基金から言われた。知らなかつた、そんなことは。しかも、A I Jの損失額というのはその中には含まれていませぬ、これからのぐらいついてくるか分かりませぬ、そういうことが脱退したいと申し込んだときに初めて分かつたような、当然、財務諸表の総額というものは開示されていたというふうにご思ひ

ますけれども、個々の企業にとつてどれぐらい潜在的な負債があるかというのとはそこからは読み取れないわけであります。また、このA-I-Jの損失についてもまだ分からない。

そういったような状況の中で、年金基金の財務諸表の監査の実態状況、今どのような形になっているのかということ、基金から加入者への説明の責任というのとはどのようになっているか、厚生労働省、お願いいたします。

○副大臣(辻泰弘君) 二つのポイントをいただきたいということでありませぬけれども、まず監査の状況ということでございますけれども、厚生労働省といたしましては、これまでも各基金に対して業務執行の内容や体制、並びにそれらをチェックする内部監査による指摘事項の実施内容等について適正に点検を行っていただくように指導してきたところでございます。

御指摘をいただきました外部監査の義務付け、こういったものにつきましては、最終的に事業主がその費用を負担することについて理解が得られるかということや義務付けには法改正が必要であることなど、様々な課題があると考えております。

厚生労働省としては、先ほど申し上げました、有識者会議がまとめた報告書に基づきまして、現在、厚生年金基金の資産運用ガイドライン等の改正案についてパブリックコメントを行っているところでありませぬ、その中では、内部監査に加えて行政監査によるチェック機能を強化していくこととさせていただきます。

そして、後半のことについてでございますけれども、厚生年金基金には、厚生労働省令におきまして、前事業年度一回以上、積立状況等の財務概況などについて加入員並びに事業主に対して周知をしていただくこととしております。

厚生労働省といたしましては、これまでも基金がその責任を果たすよう指導してきたところでありますけれども、さらに、現在、先ほど来申し上げ

げておりますパブリックコメント中の資産運用ガイドラインにおきまして、周知すべき事項の中に、資産運用委員会の議事の概要を加えること、基金が周知するに当たっては平易な表現を用いることなどを盛り込んでいただいております。

厚生労働省といたしましてこのような取組を進めてまいりましたけれども、引き続き各基金に対して説明責任をしっかりと果たすよう徹底していきたいと考えております。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

その基金側の方と加入者の企業の方々と両方いらつしやうとお話を聞いたんですけれども、基金としては、厚生労働省の指示に従ってきちんとやってきたという、そういう御認識なんです。一方で、加入企業は、そんなこと聞いていないかと、脱退するときに、もう既に真面目に今まで払ってきた、一億円以上払わなければいけないなというところを知らなかった。

これ、年金というのは金融商品じゃないかもしれませぬけれども、今お金を払っておけば後で返ってくるという、そういう形を考えると、加入者に対してリスクをきちんと説明するということが基金に求められるのではないかと、今、それ十分果たしていると思っております。

○副大臣(辻泰弘君) 個別のことは必ずしもつまびらからございませぬので一般論で申し上げることになるかもしれませぬけれども、恐らくその脱退のルールも当初から約されていたことであつたのではないかと、今、そのことについて、また個別に御指摘いただけましたら検討させていただきます。

○竹谷とし子君 これは多分個別のことではないと思うんですね。どこも同じような問題になっているのではないかと、今、このように状況になっていくわけでありませぬ、大事なところはこれからでありますけれども、とにかく知らなかった

という、そういう状況にならないように、加入者側にも、特に都合が悪くなったときのことをきちんと説明しておくべきだというふうにご案内に、関係しては私思ひます。

このADRに関してありますが、まだ使い勝手が悪いというふうなお声も国民からはいただいているわけでありませぬ、この見直しについてどのような計画になっているか、金融庁、お答えください。

○政府参考人(森本孝君) お答えいたします。

ADR制度につきましては、平成二十一年の金融法改正で、法施行後三年以内に各機関の業務の遂行状況等を勘案し制度の在り方を検討する旨の附則が定められていたところでございます。したがって、私どもといたしましては、この法施行が平成二十二年四月からでございますので、これに基づきまして今後見直しについて検討を行ってまいりたいというふうにご案内しております。

○竹谷とし子君 最後に、総合的な取引所について、前回の財政金融委員会でも松下大臣にお願いをいたしました、やはり顧客の利便性を高めるということが一番の目的であると思ひます。このためには、税制、口座の一元化というのをしっかりとやっていかなければいけないというところで検討会を設けていくと、この法律が通つたらやっていくという、そういう御答弁いただいたかというふうにご案内しておりますが、この検討スケジュール、具体的にどのようになっているか、お答えください。

○国務大臣(松下忠洋君) 金融庁とそれから農林水産省、経済産業省、これ、三省庁の担当者による協議会の設置、これを決めておりまして、口座や税制の一元化などの課題の対処を図るというところは約束として決めて実行してまいります。

スケジュールにつきましては、この法案が成立した後に直ちに協議会を設置します。そして、実質的な協議に入っていくと、こう考えています。議論することがたくさんありますし、整理す

ることたくさんございますけれども、しっかりと取り組んでいきたいと、そう思っています。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。中間報告なのか最終報告なのか分かりませんが、いつをめどに協議を持たれる予定でしょうか。

○国務大臣(松下忠洋君) 現在、法案審議中ですので、法案が成立したら直ちにこの協議会を開催して、そして検討に入るといふように考えております。

○竹谷とし子君 よろしくお願ひいたします。

質問を終わります。

○広野ただし君 国民の生活が第一の広野ただしでございます。財政金融委員会新しい会派になりまして初めてということになります、よろしくお願ひを申し上げます。

その中で、ちょっと冒頭に苦言を申し上げなきゃいけないのは誠に申し訳ないんですが、今日は十時開催ということになっておりました。ふだんは非常に真面目な民主党の方々が遅れられまして、そしてそのことについて自民党の大御所の鴻池さんがこれでは駄目だということで席を立たれました。私も合わせて席を立ちました。その後、数分たつても再開をされたということでありませぬ、その再開をした、再開といひますか開催について何の連絡もないんですね。これはやはり大変なことで、これは今後あつてはならないということだと思ひますので、是非、委員長におかれましてはよろしく取り計らいをいただきたいと思ひます。

ところで、本論に入らせていただきたいと思ひます。この金融法、証券、そして金融、また商品市場、そして一括的にやる総合的な取引所というふうなことで改正がなされるということでありませぬ。そしてまた、規制の、先ほどもありましたように、規制監督の一元化と、こういうことであります、本法改正によって具体的などのような効

果が出るのか。現状の取扱高、そして五年後の取扱高、そして十年後はどうなるのか、そういうこととの大体の予測をお示しいただきたいと思ひます。大臣よろしくお願ひします。

○国務大臣(松下忠洋君) 長年この問題には政権を超えて議論していただきました。これは先ほどからの御質問でもお答えしましたけれども、そういう形の流れの中で集大成としてでき上がったてきているというふうに思っております。その意味では長年の懸案だったと、こう考えています。

今、日本再生戦略というのを検討しております。その中で、二〇二〇年までの目標として、この総合的な取引所において、世界から資金を呼び込み、取引所順位アジアトップを目指すというふうに書いてあります。この最終目標に向かって我々は努力していきたいということでございまして、そこが我々の目標とするところでござい

○広野ただし君 アジアの金融センターというよな意味合いも込めてやろうということでありますが、もう少し具体的な数字をお示しいただきたかったなと思っております。

ところで、この総合的な取引所、まあある意味ではリスクヘッジの面と、もう一つは、円滑な資金調達といえますか、そういう側面とあると思ひます。

そういう中であって、この証拠金の要するに規制といえますか、言わばレバレッジですね、このこと。非常に現在の世界の情勢がマネーゲーム的な世界と実体経済との間に大変な乖離があつて、マネーゲームが言わば実体経済を揺り動かす。本来であれば資金調達等で実体経済を支える、あるいはリスクヘッジをするということが非常に大切なものだと思うんですが、そのところが、このレバレッジによつてもう大変な変動を起すことといふことになっております。

国際的にも、レバレッジのものをある程度抑制しようじゃないかという動きがあると思ひます。私の考え方は、まあせいぜい十倍ぐらいいま

でと。ところが、債券であれば五十倍、そしてFXだと二十五倍ですか。それとか、株価指数だとか、それぞれによつて違うわけですが、このレバレッジの抑制についての金融大臣の見解を伺ひます。

○国務大臣(松下忠洋君) 現在、我が国におきましては、御指摘のように、個人を相手方とする、その外国為替証拠金、まあFX取引ですけれども、これが二十五倍、それから店頭株価指数デリバティブにつきましては十倍などのレバレッジ規制が設けられております。

一般的には、デリバティブ取引におけるレバレッジというのは、一定額の取引を行うために必要な証拠金の割合を言うわけですから、例えば百万円の株式先物の買いを買い建てるとは十万円の証拠金が必要とされる場合ということ、これは十倍ということなんですけれども、やはり適正な判断というの中であるべきだというふうには私もお断しております。

これらのレバレッジにかかわる、取引にかかわるレバレッジ規制につきましても、取引に伴う損失の発生は原則として投資家の自己責任の問題、それから現行規制は過剰との意見がある一方で、わずかな価格変動に伴い顧客が不測の損害を被るおそれがあることを踏まえれば、現行規制は適正との意見がござい

ます。いずれにしても、金融庁としましては、レバレッジ規制を含むデリバティブ規制やその適切な運用によりまして投資家保護や取引の健全性が適切に確保されるように努めてまいりたいと、このように考えております。

○広野ただし君 適正とおっしゃいますけれども、私は更に抑制の方向へやっぱり持つていっていただきたいな。先ほど言いましたように、マネーゲーム的な側面が高まつて実体経済に悪さをしてくるというふうな観点でありますので、今後ともよろしく御検討いただきたいと思ひます。そしてもう一つ、本来、銀行なり金融機関の信用というものは非常に大切で、何よりもかにより

も銀行においてはそういうことが大切だと思つております。

午前中にもあつたようですが、LIBOR、ロンドンの銀行間取引、金利の問題につきまして、これはもう数年前からイングランド銀行、そしてまたアメリカ連銀がいろいろと注意を喚起していったという経緯があります。今年に入りまして、公取当局といいますが、スイス関係の競争当局等がいろいろと入つてきているというふうなことで、この金利水準が言わば談合めいたことで決まるとか、あるいは金利水準を決めるものの透明性が失われると、こういうことがあつては、いや、銀行も談合なりそんなら不正操作をやつて、それでもうけているのかと。資金量が膨大ですから、僅か〇・〇一とか違つても膨大な金額になるわけですね。ですから、そういうことがあつてはならないと、こう思つておりますが、まず金融庁の見解を伺ひます。

○国務大臣(松下忠洋君) 今の議員と全く同じ土俵でいろいろこのことについては高い関心を持つて見ております。言わば金融市場における重要な金利指標でございまして、しかもこれは広く世界に使われているという意味で大変重大です。このLIBORといった金利指標に関する不正操作、これはやっぱり金融市場の公平性や透明性に対する信頼を損なう、市場の健全な発展を損害しかねない重大な問題であるという認識で、高い問題意識を持つてこれを注視をしております。

また、金融庁におきましては、これまでも金利指標に関する不適切な金利の提示といった点も含めて、各金融機関の内部管理体制等について検査監督を通じて確認してきておりまして、仮に問題が認められた場合には、法令に照らして適切な対応を行つてまいりました。シテイグループに対する業務停止命令、あるいはUBS証券等もそのとおりでござい

ます。金融庁としましては、今後とも引き続き検査監督を通じて各金融機関の内部管理体制等を確認して、仮に問題が認められた場合には、これは適切

に対応してまいりたいということで、LIBOR全体についても高い問題意識を持つて注視しているということでございます。

○広野ただし君 是非、前向きにやつていただきたいと思つております。

AIJの年金問題のときも、金融庁はなかなか出動しませんでした。こういうことがあつてはならないんで、今日は日銀総裁もいらしてございまして、総裁は、十日前ぐらいだったですか、お話をやつぱりされておりますが、まだ調査中のものがあると、こういうふうなことをおっしゃつておりますが、私は、このLIBOR、そしてまた東京のLIBORと、こういうことを考えますと、何といひますか、検査規制当局じゃありませんけれども、やつぱり銀行中の銀行であるわけで、日銀さんがいろんなことを考えられると、これはやつぱり各銀行、金融機関はしつかりと姿勢を正すということがあろうと思ひます。ですから、決してかばうことなく、また覆い隠すことなく、これは見て見ぬふりをしないということできつかりとやつていただきたいと思ひますが、御答弁をお願いいたします。

○参考人(白川方明君) お答えいたします。

金融にとつて最も大事なことは信頼でござい

ます。LIBORをめぐる不正操作は、この信用を基礎とする金融機関にとつて重大な問題でございまして、今回の件は誠に遺憾であります。また、金融市場の公正性に対する信頼を損なひ、市場メカニズムの健全な発展を阻害しかねないという点で大きな問題であるというふうにならず認識しております。まず、金融機関においては、こうした不正を防止できるような体制を構築するとともに、金利指標の作成にかかわる金融機関や関係諸団体が指標の信頼性を確保できる枠組みを整えることが金融市場への信頼確保にとつて重要だといふふうに考えております。それから、先生御指摘の中央銀行のかかわり方

先生御指摘のとおり、中央銀行自身は、これは規制当局ではございませんけれども、しかし、必要性の高い、透明性の高い金利指標であるということは、これは非常に大事なことでございます。そういう意味で、中央銀行にとつてマーケットは非常に大事でございますから、そうした中央銀行の立場からこれからの議論に積極的に参画をしたというふうな思っております。

○広野ただし君 この問題も、四年前だったです、イングラッド銀行、そしてニューヨーク連銀が注意を喚起したということから始まってあります。もちろん、ニューヨーク連銀は規制的な力も持っておりますから、そういうところはあろうと思っておりますが、中央銀行としてやはりこういうことは未然に防止する、そういう意気込みでやっていただきたいと思っております。再答弁をお願いします。

○参考人(白川方明君) リーマン・ブラザーズの、今回の件は、まず二〇〇八年の春の段階で、これはベアー・スターンズの破綻の後、非常に市場の緊張が高まっている中で、金利の実勢、これをどうやって把握するのかが議論の出発点でございました。

先ほど申し上げましたとおり、中央銀行にとつて透明性の高い金利指標というのは、これは非常に大事でございます。したがって、今回の件というのは、中央銀行にとつて何か人ごとということではございません。日本銀行自身も、これ、自らが所掌しています金融市場の、中央銀行が大いに関係しています金融市場の安定、それから最終的には金融政策の効果の波及という点でもこれは非常に大事な論点というふうには強く認識しております。

したがって、決して、先生御懸念のような、中央銀行が何かこれから逃げるといふことでは全くございませんで、これはしっかりと向き合っております。そして、そういうふうな決意をしております。

○広野ただし君 それと、公正取引委員会にお伺

いたします、委員長に本来であれば来ていただきたいんですが。

今回のものも、スイスの公取といえますか競争当局というんですか、がもう既に調査に入っております。邦銀の名門の三行を含めて十二行について調査を開始しているということでありまして、せんだつてはEUのEC委員会といえますか、この副委員長も、LIBOR、TIORについて調査中であると、こう言っております。

公取の事務局に聞きますと、今まで金融機関についてはいろんな、何といえますか、銀行関係の公取としての案件はなかったと、こういう話を言っておりますが、なかったからといって今後ともないというわけではないんで、これは国際的にもそういう談合的なことが、金利水準についての談合的なことが、まあ調査中ということでありまして、私はせめてもうヒアリング等でも始めてもらいたい、こう思っておりますが、答弁をお願いします。

○政府参考人(中島秀夫君) お答え申し上げます。

先生御案内のとおり、独占禁止法におきましては、事業者が共同して商品、役務の価格などを取り決めて競争を実質的に制限する行為が不当な取引制限として禁止されているところでございまして。この事業者には、当然一般事業者以外に金融機関、銀行も含まれるものでありまして、したがって、私も公正取引委員会といたしまして、本件については当然関心を有しているところであります。

ただ、個別の事案の処理について言及するのは、ここでは差し控えさせていただきますと思っておりますが、いずれにしましても、公正取引委員会としては、金融機関も含め事業者によるカルテルなどの独占禁止法違反行為が認められた場合には、独占禁止法に基づきまして厳正に対処することとおの所存でございます。

○広野ただし君 個別の案件はとかそういうことを言っていると、結局、何といえますか、見て見

ぬふりをするとか覆い隠すというようなことになつてしまつて、これは海外のそういう公取担当当局のようなところでも調査に入っているというところでありまして、せめていろんなヒアリングでもやってみようというふうな姿勢を是非示していただきたい。課徴金なんか、パークレーだでもう数百億円なんです。ですから、そういう意味では本当に前向きに取り組んでいただきたいと思っております。

そして、今度の金商法でも、こういう形で総合的な取引所ということになつていく、こういうことは非常に大切だと思つていますが、やっぱり、先ほどからありますように、いろんな銀行の在り方を非常に曲げてしまつていくようなことが懸念をされます。そういうこともあつて、ボルカー・ルールということ、ファンドに銀行がお金を出さないようなふうな持つていくこと等が今提唱され、これは特にアメリカの方からですが、なされております。これについて金融庁と日銀総裁に伺いたいと思っております。

○国務大臣(松下忠洋君) ボルカー・ルールについてお尋ねでございます。

先生のおっしゃるとおり、これは昨年十月にアメリカの金融規制当局が公表した銀行グループにおける短期の自己勘定取引の禁止等内容をとする規制案であるというふうな理解しております。このルール案は、米国外の金融グループの米国外拠点に対する広範な域外適用の規定や、あるいはアメリカ国債を除く各国の国債の取引も規制対象とする規定を含んでおり、世界の金融市場や金融機関の流動性、安定性に悪影響をもたらす懸念があると考えています。

このために、昨年十二月に当庁と日本銀行は連名で米金融規制当局に対してこうした懸念を表明するコメント・レターを發出したところであります。各国からも同様の懸念が表明されているというふうな承知をしております。

このボルカー・ルールの実施に当たっては、他国の金融機関や金融市場に悪影響を与えないよ

う、アメリカ当局において、我が国を含む各国当局から示された懸念を踏まえた十分な調整が行われることを強く期待しているところであります。以上です。

○参考人(白川方明君) お答えいたします。

ボルカー・ルールは今大臣からも御答弁ございましたとおり、金融機関による過度のリスクテイクを抑制することを通じて、金融システムの安定確保を目指すものであるというふうな承知しております。日本銀行としては、この米国のルールが米国以外の地域にも適用されることにつきましては、以下の二点において懸念を有しております。

第一点は、米国債以外の国債市場の流動性が低下する懸念があることでございます。米国債などの主要な米国債券が規制対象外とされていることにも表れていきますように、円滑な市場取引の確保は重要でございますけれども、ボルカー・ルール上、日本国債や欧州国債などは規制の対象から除外されております。

第二に、このボルカー・ルールでは短期の為替スワップ取引が規制の対象になっていきますため、こうした取引を通ずるドル資金の調達も減少し、金融機関のドル資金繰りに影響が及ぶ可能性があります。

日本銀行では、先ほど大臣からも御答弁がございましたとおり、昨年末に、これは諸外国に先立ちまして、金融庁と日本銀行が連名でコメントを發出し、懸念を伝えました。それから、私自身も幾つかの国際会議で海外の中央銀行の首脳に直接問題提起を行いました。その後、各国の当局からも同様の懸念が表明されています。

私としましては、これらを踏まえまして、米当局が適切に対応することを期待している次第でございます。

○広野ただし君 以上で終わります。

○中西健治君 みんなの党の中西健治です。

まず、総合的な取引所についてお伺いします。これまで本委員会でも、総合取引所を早く創設す

べきであるということをおは主張してまいりましたので、今回金融法がこうやって審議されるということは、遅ればせながらという感じはいたしますけれども、いいことだというふうには思っております。

その中で、まずこの総合取引所の位置付けについて大臣にお伺いしたいと思うんですが、政府が取りまとめた新成長戦略においては、金融は実体経済、企業のバックアップ役としてのサポートを行うと同時に、金融自身が成長産業だとして経済をリードするということが完全に並立して書かれていたわけですが、今般の日本再生戦略案は明日にでも閣議決定されるということですが、それを見てみると、我が国企業が海外進出する際にそのサポートをする制度金融の中に紛れ込まれる形で書かれておりますので、金融自身が成長産業という位置付けとして明記をされていないのが今度の日本再生戦略なんではないかというふうには読めるわけですが、このように位置付けは政府にとって変わってしまったのでしょうか。

○国務大臣(松下忠洋君) 御指摘のことが、私たちも確認しておりますけれども、この新成長戦略の決定において、金融の役割は実体経済それから企業のバックアップ役としてのサポートを行うということというふうになっておりますし、金融自身が成長産業と経済をリードすることの二つでありまして、これらの二つの役割を十分に果たし得る金融の実現を目指すこととされているのが新成長戦略でございます。

今回の再生戦略でございますけれども、一つには金融産業の成長力、競争力強化や不動産投資市場の活性化等を図ること、そしてアジアの金融センターとしての地位を確立するべく、総合的な取引所の実現、それから投資家の利便性向上のための施策を講じると、こうされておりました、引き続き金融そのものに対する成長産業としての期待は変わらないというふうに私たちは認識しております。この総合的な取引所の実現がこのように日本の市場の将来にとって極めて重要であ

るとい位置付けは変わっていないというふうにしつかり認識しております。

○中西健治君 そういう意気込みで、そういう目標でやらなければ、総合取引所をつくっても、やはりアジアでナンバーワンになっていくなどということは夢物語に終わってしまうので、当然高い目標を持たなきゃいけないということを確認したいということでは質問させていただきます。

そして、その高い目標、取引所順位アジアトップを目指す、世界から資金を呼び込むということであれば、このグローバル化が進んだ金融市場でありますので、例えば完全な二か国語化や経営トップにグローバルな人材を登用する、そうしたことが必要となると思いますが、そこら辺について検討を行っていただけますでしょうか。

○国務大臣(松下忠洋君) 現在検討中の日本再生戦略でございますけれども、総合的な取引所において、世界から資金を呼び込み、取引所順位アジアトップを目指す、こうされております。説明しました。

金融庁としましては、この取引所のグローバル化の取組を支援するとともに、我が国の金融資本市場、自由市場自体の魅力向上に向けて積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えています。

その中で、グローバルな人材のこともございまして、国際的な金融センターとしての更なる地位向上、それを目指していくべく、外国企業上場の環境整備、誘致体制の強化やグローバル人材の採用、育成の強化等の取組にもしっかりと進めていくというふうに承知しております。努力していきたいと考えています。

○中西健治君 今おっしゃられた最後のことは、努力するということであれば、進捗状況を我々も見ていきたいので、確実にやっていただきたいと思っております。

それぞれの商品取引所について少し質問をしたいと思います。一昨年この委員会、藤田委員長のときだっと思えますが、取引所の視察という

のを行いました。東証それから東京工業品取引所そして東京金融取引所、こちら辺との意見交換なども行ったわけですが、そのときの印象というのは必ずしもいいものでもなかったというものを委員の皆さんもシェアしていただけないかなというふうに思います。

まず、東京工業品取引所ですけれども、やはり取引高が激減しているという中で、打つ手なしという感が非常に強かったということですので、ひよっとしたら、わらにもすがるといようなところで何かしかならないというところがある中で、最近の報道では、今、総合的な取引所をつくらうとしている中で、シカゴのCMEと資本提携をするというようにも憶測記事ですけれども書かれていました、午前中の審議でもありましたが、否定はしているようですが、それに対して経産省が後押ししているのですか、経産省が取引所の社長のポストをこれまで持っていたので、それを確保するために独立をそのまま維持させようとしているんじゃないか、そんなような憶測も生まれているわけですが、それに対して経産省はどういうふうにかかっているのか、確認したいと思えます。

○大臣政務官(中根康浩君) 商品先物を含めたデリバティブ取引の分野では、国際的な業務・資本提携が急速に進んでおり、その動きは欧米間にとどまらず、アジアや中南米の国々に及んでおります。

例えば、アメリカのシカゴ商業取引所グループは、ブラジル、マレーシア等と資本関係を含めた業務提携、また韓国とは商品の相互上場を実施しておりますが、これらの取引所は商品と金融が一体化した総合的な取引所でございます。

なお、我が国の大阪証券取引所も、株価指数先物をシカゴやシンガポールの海外取引所と共同上場をさせております。日本の商品取引所である東京工業品取引所でも、これまで上海、ドバイ、シンガポールといった海外の取引所と国際的な連携を行ってきており、海外取引高が三〇%に及んでい

るところでございます。

今後とも、国際競争力を有していくためには、こうした国際的な連携は有力な手段と考えております。

一方、こうした国際連携が国内の総合取引所構想の推進の足かせとなることは好ましくないと考えております。特に、資本面での提携につきましても、商品先物取引法でも、二〇%を超える出資については大臣の認可が必要となるなど、相当の比率の出資を受け入れることについては慎重な考慮を求めている、我々としても注意深く対応していくこととしたいと思っております。

いずれにいたしましても、健全な商品先物市場の活性化の観点から、証券、金融と商品と一体として取り扱う総合的な取引所の実現は重要であり、その推進に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

○中西健治君 念押ししたいんですが、今、二〇%以上の資本を持つということに対しては注意深く取り組むという話でしたが、二〇一三年に総合的な取引所ができるという直前です、CMEが資本を二〇%以上持つというふうな申請がなされた場合には、それは認可しないというふうなことでよろしいですね。

○大臣政務官(中根康浩君) 先生おっしゃるとおりの考えでございます。

○中西健治君 それを是非とも確認したいというふうに思いました。

そして、もう一つ訪れたところ、先ほど申し上げました東京金融取引所ですけれども、これは金利先物ですとか、あとは為替の証拠金取引、これを行っているところですが、これは私、あと大塚理事、そのときの理事も質問をしたかと思っておりますが、取引所に対して、総合取引所についてはどういう考えかということをお伺いしたところ、全く関心がない、全く興味がない。その中で、為替証拠金の規制を強めるのはけしからぬ、こんなようなことを言っていたという記憶がありますが、これから総合的な取引所をつくっていくという

ことでは、証券も、そして金融も商品もということですから、金融も大きな柱の一つになる、金利商品も柱の一つになるはずですが、それに対して協力を金融庁としては促していくべきなんでしょうかと思えますが、今どうお考えになつていらっしゃるでしょうか。

○政府参考人(森本学君) お答えいたします。

総合的な取引所は、金融証券及び商品を一括して取り扱う取引所を実現することで国際競争力の強化、利用者利便を高めるといったことを目的としておるわけでございます。この目的を達成するのに必要な関係者には、我々三省庁で、法律が成立いたしますれば協力を積極的に要請していきたいというふうに考えておるところでございます。

○中西健治君 是非ともこの東京金融取引所に対してはきつちりやってもらわないといけないんです。

我々が委員会として視察に行つて、そのときに全く関心がないということをお言っているところですから、もう一度しっかりとこに對して協力を促していくということをもう一度確認させていただきます。(発言する者あり)

○政府参考人(森本学君) 東京金融取引所もそうした意味で関係者の一つだということに考えております。

○中西健治君 今、与党席からも大臣の答弁を求めめる声が上がりましたので、大臣の覚悟を聞かせてください。

○國務大臣(松下忠洋君) 取り組んでまいりませう。

たいと思えます。

もう一つ、東京穀物商品取引所、農水も来ていただいていますので、東京穀物商品取引所についてお聞きしたいと思えますが、この東穀取から東京工業品取引所への市場統合というのは二〇一〇年に一旦決定はされていきました。しかし、その後、米の試験上場ということを理由にして、二〇一一年七月に東穀取側から白紙撤回ということが行われております。そして、今年になって東穀取との再合意がなされているわけですが、これはもう撤回されることはないだろうと考えていいのかわりに、どうかについて伺いたいのと、そして東工取が農産物市場を開設するための市場開設の認可関係は今ほどのようになってくるのか、併せてお答えいただきたいと思えます。

○大臣政務官(森本哲生君) 中西委員おっしゃるとおり、この問題については来年二月初めに移管することを本年五月に報告を受けておるといふこととでございますので、これはもう間違いないこととだということに思つていただいで結構です。そして、この問題については工業品とのセットの中でこうした総合的な取引を行うということは私どもとしては大変有り難い、喜ばしいことだといふふうにも受け止めておりますので、この点はしっかりとやらせていただきます。

ただ、私どもとしては、この市場の機能が取引所、ほかの取引所に円滑に承継されていくということがまず条件でございますので、取引関係者に迷惑が掛からないように努めていくというのが私ども農林水産省の役割だといふふうにも思っておりますので、しっかりとやってまいります。

○中西健治君 是非しっかりと進めていただきたいと思えます。今後この総合取引所については進捗状況を我々見えないといけないといふふうにも思っております。

今回の金商法改正案の中には、インサイダー取引に関する課徴金のことも含まれておりますので、そちらについても質問をさせていただきたい

と思えます。

課徴金の対象を拡大することが盛り込まれていますが、金額についてはどうなんでしょうか。今回の公募増資に絡む、この法案提出の後ですが、公募増資に絡むインサイダー取引では課徴金の低さがかなり問題視されていますので、そこについてどう考えているのか、教えてください。

○副大臣(中塚一宏君) 現行の課徴金制度は経済的利得に對して課すと、基準とするということになっております。ですので、よく報道されている運用委託者の利益と比べて余りにも額が少ないんじゃないかという指摘をいただいでいることは重々承知をいたしております。ですので、最近のこの公募増資インサイダー事案について、いろいろの実態も踏まえて、七月の四日ではありますが、金融審議会の方にインサイダー取引防止見直しの諮問をいたしました。その中で、今お話しした課徴金の水準、課徴金の計算方法についても御議論をいただき、答申をいただいたら法改正も含めて検討していきたく、そう思っております。

○中西健治君 私の意見としては、運用受託者がこのようなことを行わないようにするために運用委託者、委託側の利益にまで勘案するといふようなことを考えるべきなんじゃないかなといふふうにも思っております。

もう一つ、今回の公募増資に絡むインサイダー取引に関して、課徴金というのが課されていまして、実際にそういう処分が行われていましてけれども、金商法で規定されている刑事罰の適用は行われておりません。個別具体的なことは多分お答えがいただけないと思うので、刑事罰を適用するとしたらその基準は何なのか、それについて教えてください。

○政府参考人(岳野万里夫君) 金融商品取引法でインサイダー取引に對します制裁をいたしまして刑事罰それから行政上の措置としての課徴金の二つの仕組みがあるわけでございます。

先生の御質問の、その刑事罰を適用する、あるいは刑事訴追を求めて調査を行うのはどういう事

案かということでございますが、一般論として申し上げますと、私どもが刑事訴追を求めるための犯罪調査を行うか否かにつきましては、一つには問題となる法令違反行為の事実関係がどういふことかということをしつかり押さえた上で、二番目でございますが、その法令違反行為の重大性、悪質性をよく見させていただくわけでございます。

重大性というのは、行為の内容ですとか規模ですとかその継続した期間、そういったようなものを一つメルクマールとしてございます。さらに、三番目でございますが、その法令違反行為の関与した者の動機ですとか、あるいは役割、あるいはいろいろな意味での地位、そういったもの。それからさらには、刑事罰ということになりますと刑法総則の規定で故意性といったようなことが要件になつてまいりますので、そういったこともらみながら事案の態様を総合的に勘案して判断するということとしております。

○中西健治君 最後に、今回の金商法改正の三本目の柱、店頭デリバティブ取引における電子取引システムの使用義務付けなんですけれども、電子取引システムの利用促進自体はもうずっと前から民間で行われているということでありまして、なぜ使用義務付けを法律で定めなければならぬのか、それを教えていただけないでしょうか。どういふ公益があるのか、教えていただきたいと思えます。

○副大臣(中塚一宏君) 今般の改正は、G20のあのピッツバーグ・サミットの首脳声明など国際的な議論を踏まえた改正でございます。二十二年の改正で、中央清算機関を通じて決済とそれから契約の取引情報蓄積機関への報告をこれをお願いをいたしました。成立をさせていただきます。

今般、やはり一定の店頭デリバティブ取引を行うに当たって、電子取引システムの使用を義務付けるといふことではありますが、価格情報等の公表を義務付けるといふことも併せてお願いをしておりるところであります。

ます。

どうもありがとうございます。

○大門実紀史君 大門でございます。

本法案の、店頭デリバティブの公正性、透明性の向上、あるいは不正取引規制、これらは必要な施策だというふうな思っておりますが、問題は、今日も議論がありました。総合的な取引所の創設そのものというよりも、それが目指す方向が本当にいいことなのかどうかですね。このことについて絞って質問したいと思います。

まず、大臣に基本的な認識をお伺いしたいと思うんですけども、総合的な取引所創設というのは、要するに、説明にもあったとおり、証券会社等が商品取引に参入しやすい環境整備をする、あるいは投資家の利便性を高める、出来高を増やして市場を活性化するというところで、さらにはもともと様々なデリバティブ商品が開発できるように規制緩和、効率化、スピードアップをする、それで世界の商品取引市場に追い付くというふうな流れ、話だというふうに思います。これはもちろん証券業界の要望にもこたえたものですけれども、そもそも、この商品先物取引は現物を扱う取引事業者のリスクヘッジという点では歴史的な役割もあつたわけでございます。

しかし、昨今の世界の商品先物市場は、特に二〇〇五、六年、七年辺りから二〇〇九年に至るまでに、もうみんな忘れたような話になっていすけれども、原油の高騰がありました。ニューヨークのWTIで乱高下繰り返したわけですね。それとか、二〇〇九年のリーマン・ショックも裏側には商品先物のことがございました。

そういう、何というか、現物の取引業者の、このリスクヘッジというよりも、今や莫大な投機資金が、投機マネーが流れ込んでマネーゲームの場所になっていることだというふうに思っています。むしろ現物取引業者がこの商品先物市場を敬遠するぐらいになっている。これは後で報告書を示しますけれども、そうになっているわけでございます。さらに、原油、穀物などの生活必需品

品の暴騰や乱高下は普通に暮らす人々にも大打撃を与えてきたというふうなことが実はこの数年間の事実ではないかと思うわけでございます。

今必要なのは、そういうことに対してきちんと、本来、商品先物、商品取引はどうあるべきなのかというもつと深い分析、これだけの金融破綻があつたわけですから、そういう深い分析なり、十年後の商品先物市場がどうあるべきか、これからの商品先物、商品取引どうあるべきかというふうなものをもう少しよく考えた、洞察といひますか哲学を持って今回の提案をされているならいいんですけども、何か喉元過ぎれば同じように、世界から遅れているとか、もつともつと出来高だとか、十年前と同じような気持ちで今回提案されているように思えてならないんですけれども、この数年間のことの総括というかそういうものは、大臣、含まれて提案されているんでしょうか。

○国務大臣(松下忠洋君) 長年、時間掛けて議論してまいりました。今、金商法の改正案としてその中に一部が出てきているんですけども、総合取引所を議論するときに、これは三年ほど掛かりましたけれども、経済産業省、そして内閣府、もちろん金融庁ですけれども、その中で、将来の世界の動向、そしてこの中で果たすべきこの総合取引所の役割、その未来図を含めてどういうことをするかということも議論してペーパーにまとめました。

そういう中で、世界の金融がやっぱり経済の血液として一定の約束事に基づいてしつかりと体中に回っていくことが大事だということの役割を日本の中で果たすためにどうするがいいかということも議論いたしました。完璧にできていないとは思いませんけれども、そういう中で、やはり総合取引所というのは必要だと、区々ばらばらにそれぞれが魅力ある商品を持っているとも思えないし、また顧客がたくさん魅力を感じて集まってくると思えない、そういう形で一定の仕事をしているということはやっぱどうにも不思議だということから、未来に向かって、成長産業あるい

は日本の再生戦略、日本自身の再起動にしっかりと役に立つような、そういう金融システムのうちの役割を果たしてもらいたいということを申し上げます。

ですから、その中にはいろんなお金の使い方があると思えますけれども、現実の世の中が要求しているものから速く離れたところにあつてもいいけれども、やっぱりそこはしっかりと受け止めなから我が国が孤立化していかないような努力をしよう、ということの方角性を出したつもりでございます。

ただ、昨日、私はグラミン銀行のユヌスさんと昼食を共にして、そして昨日は一日、この金融資本市場の中の自分たちの役割というその話をずっとシンポジウムでしておられましたけれども、あの人たちと話しておられたときに、私たちが、またもう一つのお金の使い方、これがアジアの中でしっかりとあるということも思いました。ぬくもりのある、しかし小さなお金でもその地域が、全部の地域が救われるという使い方があつたということですから、そういうことを含めて我々は今勉強してきたということもお伝えしたいと思います。

以上です。

○大門実紀史君 ちよつと松下さんに聞いたのが無理があつたかも分かりませんが、そういうことじゃないんですかね。グラミン銀行、何の関係もありませんよ、これは。何の関係もないようなことを話している。

この数年間のこれだけの金融破綻を引き起こしたマネーゲームの世界について何の反省もなくこういうことを提案しているんですかと聞いておるわけですよ。大臣のおっしゃったそのペーパーには何の反省もないからこうやって質問しているわけでございます。

もうちよつと具体的に言いますけれども、金融庁、農水省、経産省の三省で総合的な取引所検討チームがつくられて、資料を配りましたけれども、十二月の、これは中間整理ですが、この後、

骨子が出て、取りまとめが出て今回の報告なんですけれども、最初に、この総合的な取引所の最初の中間整理では、書いてございますが、A案、B案、C案とあつたんですね。このうちB案が今回の法案に具体化されたものでございまして、金融庁に監督権限を一元化するということでござい

ます。

A案が元々民主党の公約に、マニフェストに基づくものでございます。このA案はなかなかいいことを書いてございまして、独立性が高く、強力な権限を有し、かつ金融当局と現物所管官庁の人材を結集して証券・金融、商品等の幅広い金融商品取引を一括して監督する、金融商品取引監視委員会を創設して一元化する、その際、監視委員会と現物所管官庁が十分な連携を確保し、現物の観点から問題がある場合には適切な措置をとることができるようになる云々と書いてございます。

これは民主党の政策インデックス二〇〇九年にもございまして、ここではもう少し踏み込んで、この金融商品取引監視委員会を創設して、投機筋に攪乱されない健全で信頼される市場を構築するということが書かれております。数年前、この委員会で大久保勉さんが大変このことを力説されておりました、我が党も賛成の方で議論したことがございます。これは、三条委員会としてつくる監視委員会でございます。

私は、本来ならばこの民主党のマニフェストどおりA案でいくべきだったというふうに思うわけですが、なせB案になったのか。これは民主党のことがかかわりますので、副大臣が政務官にお答えいただければと思います。

○大臣政務官(大串博志君) お答え申し上げます。

今般、先ほどおっしゃいましたように、二十二年の十二月に中間報告をまとめて、今年に入つて最終的な取りまとめになったわけでございます。今回取りまとめている案は、二十二年、中間取りまとめで取りまとめられた際のB案そのものというよりも、金融庁に一元化するという形の中で、さ

らに金融所管官庁と商品所管官庁の協議、連携の枠組みを整備しておいて、商品の生産、流通に対する悪影響の発生を防止、こういったこともできるようにしていると、こういったものにしていい

も、これ、先ほど大臣からも話があったように、いろんな議論があつてここに行き着いておりません。A案に関するメリットもデメリットももちろんあると思います。しかし、いろんな世界の金融の流れ、あるいは世界の金融規制監督の流れを今次見ておきますと、現在は金融市場あるいは金融商品の融合、横断化という流れが非常に強く出ています。当局の組織の在り方にも横断化という流れが顕著に出てきていて、リーマン・ショック以降の流れを見てもそういった動きが出てきておる。こういったことも踏まえて今回、いろんな議論の末、金融庁に一元化した上で各省と連携強化するというような形にしているわけでございます。

ただ、大門先生、先ほどおっしゃいましたように、投機にいろんなものがさらされて、いわゆる金融市場を利用される方の利便に害するようになるとはなつてはいかぬという思いは私たちが当然持っております。そのために、市場の厚みを持ち、かつ規制監督をしっかり取れる枠組みをつくっていくというのが大筋だということに思っていますので、基本的な考え方はそういう考えに立っているというふうに御理解いただければと思います。

○大門実紀史君 そのおっしゃるなら、やっぱり民主党のマニフェストに基づいたことを買われるべきだと思つておられます。

例えば、アメリカの商品先物取引委員会、CFTCですけれども、何をやっているかとか、そういうことをあれですか、金融庁は分析したりちゃんと分かつた上で、勉強した上でこういう提案をされているのかしら。

も、やっぱりかなり投機化していると、いろんなマーケットがですね、これについてはかなりアメリカの方が厳しく対処しようとしております。アメリカのCFTCは規則制定権を持っておりません。市場が過熱したときにいろいろ規制を掛けるとか、証拠金の引上げとか価値制限などの処分権限など強い権限を持っております。これはやっぱり、なおかつ業界から中立、独立性を保つてやっているということですね。

民主党はそもそもそういうことをお考えになっていたわけで、私たちもそのところは賛成を、一緒に頑張りたいたいと思つたところでございますけれども、結局、金融庁が一元化して、言わば原発じやありませんけれども、この行政、業界を保護したり振興する官庁が規制もやるというふうなところに落ちてしまつたわけでございます。もちろん、この間、金融庁は割ときちつと規制も掛けておられますけれども、これはまた人が替わつたり長官が替わつたらどうなるか分かりませんが、仕組みとしてきちつとこういうものをつくるべきだと思つておられます。

民主党のマニフェストというのはもうぼろぼろですけれども、自民党からは取り下げろ、取り下げろと言われて取り下げましたけれども、私はやっぱり貫くべきだと。貫いて駄目だったら、また野に下げればいわけですよ。それでまた政権を交代すると、出てくればいわけであつて、こんな、もうことごとく取り下げて、妥協して、それで政権にいたつて仕方ないと思つておられます。そういう思いませんか。やっぱりそういうのは政党政治の私は自殺行為だと思つておられます。

もう一つは、先ほど言いました投機市場化するという話は、これは具体的に資料の下の方に書いてございますが、産権審、今日も取り上げられましたが、六月十八日の産権審の商品先物取引分科会ですね、実はもうむちゃくちゃなことがここに、ほかのことで書かれていまして。FXを見習おうですよ、これからこの商品先物でFXを見習おうと。バイナリーと呼ばれるオプション取

引もやろうと、高速自動売買ですね、今も問題になってますが、それもやろうと。

バイナリーって何かと云つたら、バイナリーオプションって今FXで大変問題になっておられます。素人がやれるように、十分後、円高ですか円安ですかと、これだけでどちらかにやると。これはもうあれですよ、投資でも何でもないですよ。丁半ばくちですよ。どっちかだと、これだけですよ。こんなことまでこの商品先物で考えているわけでございます。

今問題になっているのはCTAというのがあります。コンピュタープログラムを駆使してヘッジファンドが自動売買システムでやるというのがありますけれども、これ大問題になっていまして。そういうものまでここでやろうみたいな話になっているわけでございます。

こういう国民の生活に、マネーゲームをお金持っていてやりたい人が自分でやって自分で損するのは勝手ですけども、これは商品先物になりますと、国民の生活に深い影響のある原油、穀物、いろんなものがかわるわけですよ。こんなところを、政府が率先してこういうマネーゲームのおもちゃをここに置いていこうなんというばかなことを、時代錯誤のことを言っているわけでございます。

こんな方向で本当にやるんですか。許しちゃうんですか、金融庁は。

○大臣政務官(大串博志君) 今お話をいただきました総合的な取引所です。これは政令で指定した総合的な取引所です。これは政令で指定していただくこととしておられますけれども、具体的にどのような商品を取扱えるとするかは、今後、各省ともいろいろ協議しながらやっていきたいというふうに思っています。

そのときに、基本は民間の取引所でございますので主體的な経営判断というものがあろうかと思つていますが、いずれにしても各省と協議しながら決めていきますが、そのときに、今御指摘ありまし

た産権審のこの報告も承知しております。一方で、先ほど申しましたように、利用者の皆さんの利便に資する市場でなきゃいかぬし、利用者の皆さんをきちんと保護できる市場でなければなりません。そういったものにしていくためには、一定の市場の厚みあるいは流動性があることで、例えばいろんな投機的な動きに対して、それが大数の法則の中である程度吸収できるという面が市場の役割なんじゃないかというふうに思います。

ですから、行き過ぎた投機にならないようにするという点においてはきちんとした規制監督を行っていく。一方で、流動性のある市場をつくるっていくことによつて、デリバティブ取引という勢力いろんな投機と結び付けられがちになりますけれども、一方でリスクに対するヘッジの手段を与えろという意味においての価値もあるわけでございます。これらのバランスの良いメリットが発揮できるような規制監督をしっかりやっていくということに尽きると思っていますので、その意味での今回の金商法の改正案を提示しているという面もございまして、この点を御理解いただければというふうに思っています。

○大門実紀史君 無理ですよ。そういうものじゃないですよ。この商品取引市場が今低迷しているのは事実ですよ。ところが、流動性といつたつて、もう過剰流動性ですから、肥大化しちゃうっているわけですから、池に鯨を泳がせるようなそんな話なんですよ。そういうことが分らないのかな、どうして分からないのかなと思つておられます。

これは、日本商品先物振興協会、つまり、事業者そのものが何を言っているかというのをちゃんと踏まえるべきなんです。現物の取引事業者そのものは、もう今、元々商品先物というのは、何と云いますか、投機マネーじゃない、もつとさんくさい世界だつたわけですね。これが若干規制されて健全化しつつあるんだけど、今度こういう投機市場になつたら自分たちはもう参加しにくうということ逆を報告書ちゃんと、御存じだと

思いますけれども出しているわけです。逆にこういうふうによられちゃうと、自分たちは参加しにくい。

現物を扱う人たちが参加しにくい、じゃ誰がこんなことで得するのかと、誰がこんなことやりたいのかといったら、証券業界でマネーゲームをやりたい、それで手数料稼ぎたい人たちになるわけですから、このところはよくお考えになるべきだということをお願いして、質問は終わります。

○委員長(尾立源幸君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○大門実紀史君 日本共産党を代表して、本改正案に反対の討論を行います。

反対理由の第一は、総合取引所創設に伴い、監督権限を金融庁へ一元化する点です。規制監督権限は、業界の保護、振興を進める官庁から分離し、独立性と強い権限を持った行政機関が担うべきです。本法案の検討過程では、民主党のマニフェストを踏まえ、独立性と権限を持った金融商品取引監視委員会も構想されておりました。業界などの圧力に屈せず、マニフェストで掲げた政策を進めるべきでした。

反対理由の第二は、穀物、エネルギーなどの商品市場に投機マネーの流入を促進しようとしているからです。政府は、商品取引所の活性化のためとして、FXと同じような商品開発、高速取引システムの導入などを提言しています。これでは、商品取引市場の活性化というよりも投機マネーゲームの場をつくるだけで、まともな当業者、事業者が参加できない市場となってしまうでしょう。なお、本法案の店頭デリバティブ規制の整備と課徴金制度の見直しなど不公正取引規制のための法改正は必要な措置であります。以上述べた点から、本改正案には反対をいたします。

○委員長(尾立源幸君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。
金融商品取引法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(尾立源幸君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、塚田君から発言を求められておりますので、これを許します。塚田一郎君。

○塚田一郎君 私は、ただいま可決されました金融商品取引法等の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会、自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会、公明党、国民の生活が第一及びみんなの党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 実体経済を支えつつ、成長産業として経済をリードするという我が国金融業が果たすべき役割を踏まえ、取引の公平性・公正性の確保に留意しつつ、市場インフラの整備及び向上を通じて、我が国金融資本市場の国際的な魅力を高め、アジアを中心に、国内外の資金を引き寄せていくための取組を推進すること。
- 一 東京証券取引所と大阪証券取引所の経営統合に当たっては、我が国取引所の国際金融センターとしてのプレゼンス向上の観点から、上場会社において取締役である独立役員が十分に確保されるよう、国際的に遜色のないコーポレートガバナンスの水準を担保する取引所規則等の整備に注力すること。
- 一 証券・金融、商品の垣根を取り払った総合的な取引所を早期に実現し、利用者利便の向

上、取引の活性化、国際競争力の強化を図るため、金融庁、農林水産省、経済産業省が連携して、取引所等の関係者に対し、総合的な取引所創設に向けた取組を促すとともに、口座・税制の一元化等の課題に取り組むこと。

AIJ投資顧問による年金資産運用問題をめぐっては、投資一任業者の違法行為により多額の年金資金が失われたことに鑑み、他に問題となるような事案がないか、検査・監督において迅速かつ適切に対応するとともに、投資一任業者等の違法行為に係る罰則の強化を始め、金融実務を踏まえた実効性ある再発防止策を速やかに策定し、その実現を図ること。

一 今般、証券取引等監視委員会により公募増資に関連したインサイダー取引規制の違反事案が続いて摘発されたことを踏まえ、これらの事案が、我が国市場の透明性、公正性に対する信頼を揺るがすものであることに鑑み、市場の活力や公募増資の実務にも十分配慮しつつ、情報漏えい事案に対する規制強化や罰則・課徴金強化を含め、インサイダー取引規制の抜本的見直しを行うこと。

一 金融資本市場を取り巻く環境が大きく変化中、近時における投資一任業者による違法行為、公募増資インサイダー事案への証券会社及び運用会社の関与なども踏まえ、市場監視機能の強化を図り、その実効性を確保する観点から、情報収集・分析のための体制整備など投資一任業者、証券会社その他の金融機関に対する検査・監督を強化すること。その際、任期付外部登用の活用等による優秀な人材の確保と職員の専門性の向上に十分努めること。あわせて、インサイダー取引規制や相場操縦規制の実効性の確保に資する市場監視機能の強化に当たっては、金融商品取引所における取引調査機能の一層の充実等にも留意すること。

右決議する。

以上でございます。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(尾立源幸君) ただいま塚田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(尾立源幸君) 多数と認めます。よって、塚田君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、松下内閣府特命担当大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。松下内閣府特命担当大臣。

○国務大臣(松下忠洋君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨を踏まえまして配慮してまいりたいと存じます。

ありがとうございます。

○委員長(尾立源幸君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(尾立源幸君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時九分散会

六月十九日本委員会に左の案件が付託された。
一、社会保障の充実を口実にした消費税の税率アップを行わないことに関する請願(第一八三九号)(第一八四〇号)(第一八四一号)(第一八四二号)

- 一、消費税増税撤回に関する請願(第一八四三号)
- 一、消費税の増税反対に関する請願(第一八四四号)
- 一、社会保障や震災復興を口実にした消費税増

税を行わないことに関する請願(第一八四五号)

一、消費税の増税反対、医療・介護施設へのゼロ税率を求めることに関する請願(第一八四六号)

一、消費税増税計画中止に関する請願(第一八四七号)

一、消費税の増税反対に関する請願(第一八七七号)

一、消費税引上げ反対に関する請願(第一八七八号)

一、消費税の増税反対に関する請願(第一九一三三号)

一、消費税増税を行わず、社会保障・税一体改革を撤回することに関する請願(第一九一四号)

一、社会保障の充実を口実にした消費税の税率アップを行わないことに関する請願(第一九四三三号)(第一九四四号)(第一九四五号)(第一九四六号)(第一九四七号)(第一九四八号)

一、消費税増税をやめ、国民・中小業者の暮らしと経営を守ることにに関する請願(第一九四九号)

一、所得税法第五十六条廃止に関する請願(第一九五〇号)

一、国税通則法の改悪反対・納税者の権利確立に関する請願(第一九五一号)

一、所得税法第五十六条の廃止に関する請願(第一九五二号)

一、消費税の増税をきっぱりやめることに関する請願(第一九五三三号)(第一九五四号)

一、消費税増税計画中止に関する請願(第一九五五号)(第一九五六号)(第一九五七号)(第一九五八号)(第一九五九号)(第一九六〇号)

一、大企業・富裕層に応分の負担を求め、庶民増税・消費税増税をしないことに関する請願(第一九六一号)

一、保険業法を見直し、団体自治に干渉しないことに関する請願(第一九六二号)

一、消費税増税中止、公平な税制の確立に関する請願(第二〇一三三号)

第一八三九号 平成二十四年六月十三日受理
社会保障の充実を口実にした消費税の税率アップを行わないことに関する請願

請願者 新潟県長岡市昭和一ノ七ノ一九 林睦夫 外四千八百八十三名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一八四〇号 平成二十四年六月十三日受理
社会保障の充実を口実にした消費税の税率アップを行わないことに関する請願

請願者 熊本県八代市海士江町三、一六六 西村勝 外四千八百八十三名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一八四一号 平成二十四年六月十三日受理
社会保障の充実を口実にした消費税の税率アップを行わないことに関する請願

請願者 鳥取市吉方温泉一ノ五六一ノ一 田中貴子 外四千八百八十三名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一八四二号 平成二十四年六月十三日受理
社会保障の充実を口実にした消費税の税率アップを行わないことに関する請願

請願者 岡山市中区倉田四一〇 小山依久 子 外四千八百八十三名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一八四三号 平成二十四年六月十三日受理
消費税増税撤回に関する請願

請願者 愛知県丹羽郡扶桑町南山名字仲畑 一三六ノ一 大藪憲治 外千名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第一八四四号 平成二十四年六月十三日受理
消費税の増税反対に関する請願

請願者 石川県能美市寺井町中五三 金平 真智子 外七百七十三名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第八三三号と同じである。

第一八四五号 平成二十四年六月十三日受理
社会保障や震災復興を口実にした消費税増税を行わないことに関する請願

請願者 北海道北見市高栄東町一ノ二ノ二 野口八重子 外九百三名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第二五九号と同じである。

第一八四六号 平成二十四年六月十三日受理
消費税の増税反対、医療・介護施設へのゼロ税率を求めることに関する請願

請願者 北海道函館市本通四ノ二七ノ一〇 千葉昌代 外二百四十三名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第二六五号と同じである。

第一八四七号 平成二十四年六月十三日受理
消費税増税計画中止に関する請願

請願者 札幌市東区北二十七条東四ノ三ノ一六 小林公雄 外千七百三十七名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第八〇八号と同じである。

第一八七七号 平成二十四年六月十三日受理
消費税の増税反対に関する請願

請願者 新潟県南魚沼市六日町九〇四ノ二

根津浩幸 外二千十五名
紹介議員 又市 征治君
この請願の趣旨は、第八三三号と同じである。

第一八七八号 平成二十四年六月十三日受理
消費税引上げ反対に関する請願

請願者 京都府向日市上植野町山ノ下一三 奥村亨 外九百二名

紹介議員 井上 哲士君
世界的経済危機が混迷を深める中で、我が国は依然としてデフレ傾向にあり、国民生活を直撃している。建設業においては、新設着工戸数が一九九六年度の百六十三万戸から消費税率5%に引き上げられた一九九七年度に百三十四万戸、二〇〇九年度は七十七万戸に激減している。賃金・単価は引き下げられ、内需は縮小し、雇用関係が請負関係に擬される傾向にある。高額所得者・資産家・大手企業への減税が続けられている一方で、大衆増税が行われ貧富の格差が拡大している。雇用関係の崩壊や所得格差拡大に、税制が、取り分け消費税が影響している。消費税は、(一)所得の低い者に負担が重く、所得の高い者の負担が軽い逆進性の強い税制である(二)中小零細での転嫁の困難性から中小零細事業者が負担を強いられる(三)景気にマイナスである(四)衣食住の生活必需品に課税するべきではない(五)労働力の外注化が進み、労働関係の崩壊、労働条件の悪化を助長する。消費税引上げの議論の前に、税の無駄遣いの是正、応能負担強化、内需拡大による経済活性化、雇用の拡大、年金制度等将来不安の解消を図るべきである。国及び地方自治体の財政破綻的状况の原因を改めなければ、消費税率を引き上げても解決しない。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、消費税率を引き上げないこと。

第二九一三三号 平成二十四年六月十三日受理
消費税の増税反対に関する請願

第七五

第七五

第七五

第七五

第七五

第七五

第七五

第七五

第七五

第七五

第七五

第七五

第七五

請願者 京都府向日市上植野町十ヶ坪九ノ四〇 市田陽治 外五十三名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第八三号と同じである。

第一九一四号 平成二十四年六月十三日受理
消費増税を行わず、社会保障・税一体改革を撤回することに関する請願
請願者 大阪府泉大津市松之浜町二ノ二一ノ一九 三津英子 外六百六十九名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第九六一号と同じである。

第一九四三号 平成二十四年六月十四日受理
社会保障の充実を口実にした消費増税の税率アップを行わないことに関する請願
請願者 富山市栗島町二ノ八ノ三 松波邦夫 外千九百九十七名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一九四四号 平成二十四年六月十四日受理
社会保障の充実を口実にした消費増税の税率アップを行わないことに関する請願
請願者 長崎県東彼杵郡川棚町石木郷五八二 力石美香 外千九百九十七名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一九四五号 平成二十四年六月十四日受理
社会保障の充実を口実にした消費増税の税率アップを行わないことに関する請願
請願者 岩手県北上市立花二ノ二二ノ一 三浦登喜子 外千九百九十七名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一九四六号 平成二十四年六月十四日受理

社会保障の充実を口実にした消費増税の税率アップを行わないことに関する請願
請願者 長野県上田市芳田一、〇九八ノ四 久保田道子 外千九百九十七名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一九四七号 平成二十四年六月十四日受理
社会保障の充実を口実にした消費増税の税率アップを行わないことに関する請願
請願者 岩手県一関市真柴字中田一八五ノ一九 武田仁子 外千九百九十七名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一九四八号 平成二十四年六月十四日受理
社会保障の充実を口実にした消費増税の税率アップを行わないことに関する請願
請願者 長崎県東彼杵郡川棚町石木郷五八二 力石大宗 外千九百九十七名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一九四九号 平成二十四年六月十四日受理
消費増税をやめ、国民・中小業者の暮らしと経営を守ることに係る請願
請願者 岩手県奥州市江刺区玉里字稲荷崎 四一ノ一 加藤弘美 外四百八十一名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一九五〇号 平成二十四年六月十四日受理
所得税法第五十六条廃止に関する請願
請願者 札幌市白石区栄通二ノ一〇ノ一 一〇八 沼澤真千子 外二百五十四名
紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。
第一九五一号 平成二十四年六月十四日受理
国税通則法の改悪反対・納税者の権利確立に関する請願
請願者 札幌市清田区里塚三条六ノ四ノ六 野村孝志 外十四名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。
第一九五二号 平成二十四年六月十四日受理
所得税法第五十六条の廃止に関する請願
請願者 東京都杉並区上荻四ノ三〇ノ八ノ二〇八 古谷能子 外三十四名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第四四四号と同じである。
第一九五三号 平成二十四年六月十四日受理
消費増税の増税をさっぱりやめることに関する請願
請願者 横浜市港北区富士塚一ノ二五ノ一〇 黒丸栄子 外千九百九十九名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第六七六号と同じである。
第一九五四号 平成二十四年六月十四日受理
消費増税の増税をさっぱりやめることに関する請願
請願者 大阪市住之江区南港中二ノ三ノ一 二ノ九一三 森西奈子 外千九百九十九名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第六七六号と同じである。
第一九五五号 平成二十四年六月十四日受理
消費増税大増税計画中止に関する請願
請願者 岐阜市日野南八ノ二一ノ一 磯野航大 外四千八百九十七名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第八〇八号と同じである。

第一九五六号 平成二十四年六月十四日受理
消費増税大増税計画中止に関する請願
請願者 京都市南区東九条東御霊町五八 堤里江 外四千八百九十七名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第八〇八号と同じである。

第一九五七号 平成二十四年六月十四日受理
消費増税大増税計画中止に関する請願
請願者 札幌市北区北二十七条西一六ノ六 一七六 村山敏子 外四千八百九十七名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第八〇八号と同じである。

第一九五八号 平成二十四年六月十四日受理
消費増税大増税計画中止に関する請願
請願者 東京都大田区新蒲田三ノ一〇ノ四 赤塚節恵 外九千六百五十八名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第八〇八号と同じである。

第一九五九号 平成二十四年六月十四日受理
消費増税大増税計画中止に関する請願
請願者 さいたま市大宮区天沼町二ノ四四 三ノ五八 木野鉄也 外四千八百九十七名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第八〇八号と同じである。

第一九六〇号 平成二十四年六月十四日受理
消費増税大増税計画中止に関する請願
請願者 京都市山科区音羽沢町一八ノ五 植木慎治 外四千八百九十七名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第八〇八号と同じである。

第一九六一号 平成二十四年六月十四日受理
大企業・富裕層に応分の負担を求め、庶民増税・

この請願の趣旨は、第八〇八号と同じである。

消費税増税をしないことに関する請願

請願者 山梨県甲府市小瀬町三三一ノ六 石川公人 外二千八百五十名
紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一一〇六号と同じである。
第一九六二号 平成二十四年六月十四日受理
保険業法を見直し、団体自治に干渉しないことに
関する請願

請願者 札幌市北区新川西二条三ノ六ノ二 三 小林京子 外二百三十三名
紹介議員 紙 智子君

保険業法によって、各団体が、構成員の助け合
いを目的に自主的に運営している共済制度が、存
続の危機に追い込まれている。同法の趣旨は、共
済などの名を騙り保険類似商品の販売や勧誘を
行って被害を与えたいいわゆるマルチ共済への規制
が目的であり、マルチ共済と助け合い共済を一律
に規制することは、助け合い共済の存続を脅か
し、廃止に追い込みかねない。
については、次の事項について実現を図られた
い。

一、団体が構成員の「助け合い」を目的にした、共
済制度が従来どおり運営できるように、保険業法
の制度と運用を見直すこと。
二、団体自治に干渉しないこと。
三、「助け合い共済」を保険業法の適用除外にする
こと。

第二〇二三号 平成二十四年六月十四日受理
消費税増税中止、公平な税制の確立に関する請願
請願者 長野県小県郡長和町大門三、〇〇

紹介議員 井上 哲士君
国民の暮らしは、長引く不況と円高に加え、東
日本大震災、福島原発事故により、かつてない深
刻な状況にある。こうした中、政府は「社会保障
と税の一体改革」と称して、消費税を一〇%に
しようとしている。消費税を上げれば、家計を直

撃し、個人消費が冷え込み、一層景気が悪化する
ことは明らかである。社会保障改革では、年金支
給額の切下げや支給開始年齢の引上げ、定率の医
療費窓口負担に加え、新たな定額負担増などが計
画されており、国民の命と健康を根底から脅か
す。社会保障の財源は聖域を設けず歳出の無駄を
削減すること、不公平税制を是正し、個人・企業
共に公平な税制、社会保障制度を確立し、財源を
確保すべきである。
については、次の事項について実現を図られた
い。

一、消費税の増税計画を中止すること。
二、公平な税制を確立すること。

七月六日本委員会に左の案件が付託された。
一、社会保障の充実を口実にした消費税の税率
アップを行わないことに関する請願(第二〇
三四号)

第二〇三四号 平成二十四年六月二十二日受理
社会保障の充実を口実にした消費税の税率アップ
を行わないことに関する請願
請願者 名古屋市中熱田区木之免町一〇一ノ
二〇三 藤原佳子 外千名
紹介議員 谷岡 郁子君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。
七月十三日左の請願は社会保障と税の一体改革に
関する特別委員会に付託替えされた。

一、庶民増税・消費税増税を行わないことに関
する請願(第二号)(第三号)(第四号)(第五号)
(第六号)(第七号)(第三七五号)(第三七六号)
(第三七七号)(第三七八号)(第三七九号)(第
三八〇号)
一、社会保障の充実を口実にした消費税の税率
アップを行わないことに関する請願(第二七
号)(第二八号)(第二九号)(第三〇号)(第三一

号)(第三二号)(第三九号)(第一八〇号)(第一
八一号)(第一八二号)(第一八三号)(第一八四
号)(第一八五号)(第二五二号)(第二六一二号)
(第二九一号)(第六五十一号)(第六五二号)第
六五三号)(第六五四号)(第六五五号)(第六五
六号)(第七二三号)(第八〇四号)(第八四九
号)(第九〇一号)(第一〇三八号)(第一〇八七
号)(第一〇八八号)(第一〇八九号)(第一〇九
〇号)(第一〇九一号)(第一〇九二号)(第一二
九五号)(第一二九六号)(第一四一六号)(第一
四六六号)(第一五六九号)(第一五七〇号)(第
一五七一号)(第一五七二号)(第一五七三号)
(第一五七四号)(第一七三〇号)(第一八三九
号)(第一八四〇号)(第一八四一号)(第一八四
二号)(第一九四三三三)(第一九四四号)(第一九
四五号)(第一九四六号)(第一九四七号)(第一
九四八号)(第二〇三三四号)

一、賃貸住宅の家賃にかかる消費税の非課税堅
持に関する請願(第四六号)(第四七号)(第五
〇号)(第五一号)(第七五号)(第八一号)(第八
二号)(第一一四号)(第一五二二二)

一、消費税増税撤回に関する請願(第五二二二)
(第五二三二二)(第五二四二二)(第五二五二二)
(第五二六二二)(第五二七二二)(第五二八二二)
(第五二九二二)(第五三〇二二)(第五三一〇二二)
(第五三二〇二二)(第五三三〇二二)(第五三四〇二二)
(第五三五〇二二)(第五三六〇二二)(第五三七〇二二)
(第五三八〇二二)(第五三九〇二二)(第五四〇二二)
(第五四一〇二二)(第五四二〇二二)(第五四三〇二二)
(第五四四〇二二)(第五四五〇二二)(第五四六〇二二)
(第五四七〇二二)(第五四八〇二二)(第五四九〇二二)
(第五五〇二二)(第五五一〇二二)(第五五二〇二二)
(第五五三〇二二)(第五五四〇二二)(第五五五〇二二)
(第五五六〇二二)(第五五七〇二二)(第五五八〇二二)
(第五五九〇二二)(第五六〇二二)(第五六一〇二二)
(第五六二〇二二)(第五六三〇二二)(第五六四〇二二)
(第五六五〇二二)(第五六六〇二二)(第五六七〇二二)
(第五六八〇二二)(第五六九〇二二)(第五七〇二二)
(第五七八〇二二)(第五七九〇二二)(第五八〇二二)
(第五八八〇二二)(第五八九〇二二)(第五九〇二二)
(第五九九〇二二)(第六〇〇二二)(第六〇一〇二二)
(第六〇二〇二二)(第六〇三〇二二)(第六〇四〇二二)
(第六〇五〇二二)(第六〇六〇二二)(第六〇七〇二二)
(第六〇八〇二二)(第六〇九〇二二)(第六一〇二二)
(第六一九四号)(第一〇九五号)(第一〇九三
号)(第一〇九四号)(第一〇九五号)(第一〇九
六号)(第一〇九七号)(第一〇九八号)(第一二
二六号)(第一二二七号)(第一二二八号)(第一
二二九号)(第一二三〇号)(第一二三二二二)
(第一三七七号)(第一五七六号)(第一五七七号)
(第一五七八号)(第一五七九号)(第一五八〇

二、消費税増税の反対に関する請願(第五三三三)
(第五四四四)(第五五五五)(第五五六六)(第五五七
(第五七八号)(第六五五七号)(第六五五八号)(第六
五五九号)(第六六〇号)(第六六一号)(第六六二
号)(第六二〇九号)(第六二一〇号)(第六二二
一号)(第六二二二号)(第六二二三号)(第六二二
四号)
一、消費税増税をやめ、国民・中小業者の暮ら
しと経営を守ることに関する請願(第七一号)
(第二九三三)(第五四五五)(第五四六六)(第五

第五四七号)(第五四八号)(第五四九号)(第五五
〇号)(第一二二二五号)(第一九九四号)
一、消費税の増税反対に関する請願(第八三三三)
(第一〇〇号)(第一一五号)(第一二四号)(第一
二二五号)(第一二二六号)(第一二二七号)(第一二
二八号)(第一二二九号)(第一二三五号)(第一二九
六号)(第一二九七号)(第一二九八号)(第一三〇
九号)(第一三二〇号)(第一三二六号)(第一三二七
(第一三二八号)(第一三二九号)(第一三四四号)
(第一三七七号)(第一三七八号)(第一三七八号)
(第一三九九号)(第一四〇〇号)(第一四〇一
(第一四〇二号)(第一四〇三号)(第一四〇四号)
(第一四〇五号)(第一四〇六号)(第一四〇七号)
(第一四〇八号)(第一四〇九号)(第一四一〇号)
(第一四一一号)(第一四一二号)(第一四一三
(第一四一四号)(第一四一五号)(第一四一六号)
(第一四一七号)(第一四一八号)(第一四一九
(第一四二〇号)(第一四二一号)(第一四二二
(第一四二三号)(第一四二四号)(第一四二五
(第一四二六号)(第一四二七号)(第一四二八
(第一四二九号)(第一四三〇号)(第一四三一
(第一四三二号)(第一四三三号)(第一四三四
(第一四三五号)(第一四三六号)(第一四三七
(第一四三八号)(第一四三九号)(第一四四〇
(第一四四一号)(第一四四二号)(第一四四三
(第一四四四号)(第一四四五号)(第一四四六
(第一四四七号)(第一四四八号)(第一四四九
(第一四五〇号)(第一四五一号)(第一四五二
(第一四五三号)(第一四五四号)(第一四五五
(第一五五七号)(第一五五八号)(第一五五九
(第一五六〇号)(第一五六一号)(第一五六二
(第一五六三号)(第一五六四号)(第一五六五
(第一五六六号)(第一五六七号)(第一五六八
(第一五六九号)(第一五七〇号)(第一五七一
(第一五七二号)(第一五七三号)(第一五七四
(第一五七五号)(第一五七六号)(第一五七七
(第一五七八号)(第一五七九号)(第一五七八〇

一、消費税の増税反対、公正な税制実現に関す
る請願(第九六六号)(第一二一九号)(第一二二
〇号)(第一二二二二二)(第一二二三三三三)(第一二二
二三四四四)
一、消費税増税に反対することに関する請願
(第九七七号)(第一四四六号)(第一四四七号)(第一
四四八号)(第一四九九号)(第一五〇〇号)(第一五〇
一)(第一五〇二二二)(第一五〇三三三)(第一五〇四四
(第一五〇五五五)(第一五〇六六六)(第一五〇七七
(第一五〇八八八)(第一五〇九九九)(第一五〇一〇
(第一五〇一一一)(第一五〇一二二)(第一五〇一三三
(第一五〇一四四)(第一五〇一五五)(第一五〇一六六
(第一五〇一七七)(第一五〇一八八)(第一五〇一九
(第一五〇二〇〇)(第一五〇二一一)(第一五〇二二二
(第一五〇二三三)(第一五〇二四四)(第一五〇二五五
(第一五〇二六六)(第一五〇二七七)(第一五〇二八八
(第一五〇二九九)(第一五〇三〇〇)(第一五〇三一
(第一五〇三二二)(第一五〇三三三)(第一五〇三四四
(第一五〇三五五)(第一五〇三六六)(第一五〇三七七
(第一五〇三八八)(第一五〇三九九)(第一五〇四〇〇)
(第一五〇四一一)(第一五〇四二二)(第一五〇四三三
(第一五〇四四四)(第一五〇四五五)(第一五〇四六六
(第一五〇四七七)(第一五〇四八八)(第一五〇四九九
(第一五〇五〇〇)(第一五〇五一二二二)(第一五〇五三三
(第一五〇五五五)(第一五〇五七七)(第一五〇五九九
(第一五〇六一一)(第一五〇六三三)(第一五〇六五五
(第一五〇六七七)(第一五〇六九九)(第一五〇七一
(第一五〇七三三)(第一五〇七五五)(第一五〇七七
(第一五〇七九九)(第一五〇八二二)(第一五〇八四四
(第一五〇八六六)(第一五〇八八八)(第一五〇九〇〇)
(第一五〇九二二)(第一五〇九四四)(第一五〇九六六
(第一五〇九八八)(第一五〇一〇〇〇)(第一五〇一〇二
(第一五〇一〇四四)(第一五〇一〇六六)(第一五〇一〇
(第一五〇一〇九九)(第一五〇一〇二二二)(第一五〇一〇
(第一五〇一〇四四)(第一五〇一〇六六)(第一五〇一〇
(第一五〇一〇九九)(第一五〇一〇二二二)(第一五〇一〇

第五四七号)(第五四八号)(第五四九号)(第五五
〇号)(第一二二二五号)(第一九九四号)
一、消費税の増税反対に関する請願(第八三三三)
(第一〇〇号)(第一一五号)(第一二四号)(第一
二二五号)(第一二二六号)(第一二二七号)(第一二
二八号)(第一二二九号)(第一二三五号)(第一二九
六号)(第一二九七号)(第一二九八号)(第一三〇
九号)(第一三二〇号)(第一三二六号)(第一三二七
(第一三二八号)(第一三二九号)(第一三四四号)
(第一三七七号)(第一三七八号)(第一三七八号)
(第一三九九号)(第一四〇〇号)(第一四〇一
(第一四〇二号)(第一四〇三号)(第一四〇四号)
(第一四〇五号)(第一四〇六号)(第一四〇七号)
(第一四〇八号)(第一四〇九号)(第一四一〇号)
(第一四一一号)(第一四一二号)(第一四一三
(第一四一四号)(第一四一五号)(第一四一六号)
(第一四一七号)(第一四一八号)(第一四一九
(第一四二〇号)(第一四二一号)(第一四二二
(第一四二三号)(第一四二四号)(第一四二五
(第一四二六号)(第一四二七号)(第一四二八
(第一四二九号)(第一四三〇号)(第一四三一
(第一四三二号)(第一四三三号)(第一四三四
(第一四三五号)(第一四三六号)(第一四三七
(第一四三八号)(第一四三九号)(第一四四〇
(第一四四一号)(第一四四二号)(第一四四三
(第一四四四号)(第一四四五号)(第一四四六
(第一四四七号)(第一四四八号)(第一四四九
(第一四五〇号)(第一四五一号)(第一四五二
(第一四五三号)(第一四五四号)(第一四五五
(第一五五七号)(第一五五八号)(第一五五九
(第一五六〇号)(第一五六一号)(第一五六二
(第一五六三号)(第一五六四号)(第一五六五
(第一五六六号)(第一五六七号)(第一五六八
(第一五六九号)(第一五七〇号)(第一五七一
(第一五七二号)(第一五七三号)(第一五七四
(第一五七五号)(第一五七六号)(第一五七七
(第一五七八号)(第一五七九号)(第一五七八〇

二、消費税増税をやめ、国民・中小業者の暮ら
しと経営を守ることに関する請願(第七一号)
(第二九三三)(第五四五五)(第五四六六)(第五

第五四七号)(第五四八号)(第五四九号)(第五五
〇号)(第一二二二五号)(第一九九四号)
一、消費税の増税反対に関する請願(第八三三三)
(第一〇〇号)(第一一五号)(第一二四号)(第一
二二五号)(第一二二六号)(第一二二七号)(第一二
二八号)(第一二二九号)(第一二三五号)(第一二九
六号)(第一二九七号)(第一二九八号)(第一三〇
九号)(第一三二〇号)(第一三二六号)(第一三二七
(第一三二八号)(第一三二九号)(第一三四四号)
(第一三七七号)(第一三七八号)(第一三七八号)
(第一三九九号)(第一四〇〇号)(第一四〇一
(第一四〇二号)(第一四〇三号)(第一四〇四号)
(第一四〇五号)(第一四〇六号)(第一四〇七号)
(第一四〇八号)(第一四〇九号)(第一四一〇号)
(第一四一一号)(第一四一二号)(第一四一三
(第一四一四号)(第一四一五号)(第一四一六号)
(第一四一七号)(第一四一八号)(第一四一九
(第一四二〇号)(第一四二一号)(第一四二二
(第一四二三号)(第一四二四号)(第一四二五
(第一四二六号)(第一四二七号)(第一四二八
(第一四二九号)(第一四三〇号)(第一四三一
(第一四三二号)(第一四三三号)(第一四三四
(第一四三五号)(第一四三六号)(第一四三七
(第一四三八号)(第一四三九号)(第一四四〇
(第一四四一号)(第一四四二号)(第一四四三
(第一四四四号)(第一四四五号)(第一四四六
(第一四四七号)(第一四四八号)(第一四四九
(第一四五〇号)(第一四五一号)(第一四五二
(第一四五三号)(第一四五四号)(第一四五五
(第一五五七号)(第一五五八号)(第一五五九
(第一五六〇号)(第一五六一号)(第一五六二
(第一五六三号)(第一五六四号)(第一五六五
(第一五六六号)(第一五六七号)(第一五六八
(第一五六九号)(第一五七〇号)(第一五七一
(第一五七二号)(第一五七三号)(第一五七四
(第一五七五号)(第一五七六号)(第一五七七
(第一五七八号)(第一五七九号)(第一五七八〇

<p>号(第一五八一号)(第一七三三三号)(第一七三三三号)(第一五八一号)</p> <p>一、消費税の増税をやめることに関する請願(第九八号)(第八〇六号)</p> <p>一、消費税の増税をやめることに関する請願(第九八号)(第八〇六号)</p> <p>一、消費税の引上げや大衆増税反対に関する請願(第九九号)(第六六九号)(第七二五号)(第七二六号)</p> <p>一、応能負担原則に基づき、大企業等への課税を強化し、消費税の税率アップを行わないことに関する請願(第二〇四号)(第二〇五号)(第二一七三三号)(第一六七三三号)</p> <p>一、社会保障や震災復興を口実にした消費税増税を行わないことに関する請願(第二五九号)(第一七八〇号)(第一八四五号)</p> <p>一、消費税の増税反対、医療・介護施設へのゼロ税率を求めることに関する請願(第二六五号)(第六七〇号)(第一二二二二号)(第一八四六号)</p> <p>一、消費税の増税に反対することに関する請願(第四三二二号)(第四三三三三号)(第四三九九号)(第四四七号)(第一四一七号)(第一四一八号)(第一四一九号)(第一四二〇号)(第一四二二二号)(第一四二二二号)</p> <p>一、年金財源確保のため、庶民増税・消費税増税をせず、大企業・富裕層に応分の負担を求めることに関する請願(第四六一号)(第四六二二号)(第四六三三三号)(第四六四六号)(第四六五五号)(第四六六六号)(第一四六七号)</p> <p>一、消費税増税をしないことに関する請願(第五一一二号)(第五一二二二号)(第五一三三三号)(第五一四四四号)(第五一五五五号)(第五一六六六号)</p> <p>一、暮らしと経済を壊す消費税率一〇%への大増税反対に関する請願(第五四四四号)(第六七一七号)(第六七二二二号)(第六七三三三号)(第八〇七号)(第一二三四号)</p> <p>一、消費税増税をやめることに関する請願(第六七四号)</p> <p>一、消費税増税をやめ、公正な税制を求めることに関する請願(第六七五号)</p>	<p>一、消費税の増税をきっぱりやめることに関する請願(第六七六号)(第六七七号)(第六七八号)(第一九五三三三号)(第一九五四四四号)</p> <p>一、消費税増税反対に関する請願(第七二七号)</p> <p>一、消費税大増税計画中止に関する請願(第八〇八号)(第八一五五号)(第九六〇号)(第一〇九九号)(第一六七四四号)(第一六七五五号)(第一七九九号)(第一八四七七号)(第一九五五五号)(第一九五五五号)(第一九五五七号)(第一九五八八号)(第一九五九九号)(第一九六〇号)</p> <p>一、消費税増税を行わず、社会保障・税一体改革を撤回することに関する請願(第九六一号)(第一七三三三三号)(第一九一四四号)</p> <p>一、消費税増税の中止と医療を始めとする生活必需品にゼロ税率の適用を求めることに関する請願(第九六二二二号)</p> <p>一、消費税増税の反対等に関する請願(第九八三三三号)</p> <p>一、消費税増税と社会保障改悪につながる社会保障・税の一体改革の白紙撤回に関する請願(第一〇〇八号)(第一〇〇九号)(第一〇一一〇号)(第一〇一一〇号)(第一〇一一〇号)(第一〇一一〇号)(第一〇一一〇号)(第一〇一一〇号)</p> <p>一、安易な消費税率引上げ反対に関する請願(第一〇四〇号)(第一七三三三三号)</p> <p>一、大企業・富裕層に応分の負担を求め、庶民増税・消費税増税をしないことに関する請願(第一一〇六号)(第一一〇七号)(第一一〇八号)(第一一〇九号)(第一一一〇号)(第一一一〇号)(第一一一〇号)(第一一九六一号)</p> <p>一、消費税の大増税を中止し、社会保障と税の一体改革の中止を求めることに関する請願(第一二八七号)</p> <p>一、全ての買物に一割の税金を掛ける消費税増税に反対することに関する請願(第一三二二二二号)</p> <p>一、人間らしい暮らしを奪う社会保障と税の一</p>	<p>体改革と消費税の大増税中止に関する請願(第一六四九号)(第一六五〇号)(第一六五一号)(第一六五二二号)(第一六五三三三号)(第一六五四四四号)</p> <p>一、社会保障を口実にして消費税の大増税を行わないことに関する請願(第一七八一号)</p> <p>一、消費税率引上げ反対に関する請願(第一七八七号)</p> <p>一、消費税増税中止、公平な税制の確立に関する請願(第二〇二二二二号)</p>
<p>一、暮らしと経済を壊す消費税率一〇%への大増税反対に関する請願(第五四四四号)(第六七一七号)(第六七二二二号)(第六七三三三号)(第八〇七号)(第一二三四号)</p> <p>一、消費税増税をやめることに関する請願(第六七四号)</p> <p>一、消費税増税をやめ、公正な税制を求めることに関する請願(第六七五号)</p>	<p>一、消費税増税と社会保障改悪につながる社会保障・税の一体改革の白紙撤回に関する請願(第一〇〇八号)(第一〇〇九号)(第一〇一一〇号)(第一〇一一〇号)(第一〇一一〇号)(第一〇一一〇号)</p> <p>一、安易な消費税率引上げ反対に関する請願(第一〇四〇号)(第一七三三三三号)</p> <p>一、大企業・富裕層に応分の負担を求め、庶民増税・消費税増税をしないことに関する請願(第一一〇六号)(第一一〇七号)(第一一〇八号)(第一一〇九号)(第一一一〇号)(第一一一〇号)(第一一一〇号)(第一一九六一号)</p> <p>一、消費税の大増税を中止し、社会保障と税の一体改革の中止を求めることに関する請願(第一二八七号)</p> <p>一、全ての買物に一割の税金を掛ける消費税増税に反対することに関する請願(第一三二二二二号)</p> <p>一、人間らしい暮らしを奪う社会保障と税の一</p>	<p>体改革と消費税の大増税中止に関する請願(第一六四九号)(第一六五〇号)(第一六五一号)(第一六五二二号)(第一六五三三三号)(第一六五四四四号)</p> <p>一、社会保障を口実にして消費税の大増税を行わないことに関する請願(第一七八一号)</p> <p>一、消費税率引上げ反対に関する請願(第一七八七号)</p> <p>一、消費税増税中止、公平な税制の確立に関する請願(第二〇二二二二号)</p>
<p>ページ 九</p> <p>段 四</p> <p>行 五</p> <p>原文 ロシア・クレ ロストリスク債</p> <p>訂正文 ロシア・クレ ロストリンク債</p>	<p>第十号中訂正</p>	<p></p>

平成二十四年八月八日印刷

平成二十四年八月九日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F